

あい へいわ  
愛と平和

たぶん かきょうせい じつげん  
多文化共生を実現するために

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく  
外国籍県民かながわ会議（第8期）最終報告

2014 (へいせい ねん がつ  
平成26)年10月

がいこくせきけんみん 外国籍県民	かながわ かながわ	かいぎ 第8期	さいしゅうほうこく 最終報告	について	1				
1	ちじ 知事	ていげん への提言							
(1)	ていげんこうもくいちらん 提言項目一覧				3				
(2)	しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会	ていげん からの提言			7				
	ていげん 提言	しゅし の趣旨			7				
提言 1	いりょうつうやくはけんじぎょう 医療通訳派遣事業	つうやく における通訳ボランティア	いくせい の育成	とつうやく 通訳ス					
	スタッフ	じょうちゅう の常駐	について		8				
提言 2	さんご 産後の母子	ぼし に対する	たい ケア施設	の設置	及び				
	たいおう 対応	つうやく できる通訳	をはいち を配置	することを	けん 県から				
	しちょうそん 市町村	にようぼう に要望	する	こと	10				
提言 3	しゅつにゆうこく 出入国管理	かんり 及び	なんみんにんていほう 難民認定法	について	のようぼう 要望	13			
提言 4	としょかん 図書館	たぶんか の多文化	サービスの	てんかいはん 展開を	すすしん 推進	すること	17		
提言 5	がいこくじん 外国人	ちほうせんきょ の地方選挙	せんきょけん の選挙権	について		20			
(3)	きょういふんかぶかい 教育文化部会	ていげん からの提言			22				
	ていげん 提言	しゅし の趣旨			22				
提言 6	がいこくじんがっこう 外国人学校	のサポート	じゅうじつ 充実		24				
提言 7	しょうがっこう 小学校	ちゅうがっこう ・中学校	のこくさいきょうしつせっち 国際教室設置	のきょうか 強化	27				
提言 8	にほんご 日本語	ごしどう 指導	が必要	なこども 児童生徒	のたふけん 発見	と「とくべつ 特別	のきょう 教育		
	かてい 課程	のじっし 実施			30				
提言 9	ざいけんがいこくじん 在県外国人	とくべつ 特別	たふんか 募集枠	(在県枠)	こうこう 高校	のせっち 設置	きじゆん 基準	のみなお 見直し	32
提言 10	いぶんか 異文化	をはいけい を背景	とする	せいと 生徒	のこうこう 高校内	のしえん 支援	じゅうじつ 充実	35	
提言 11	かしょう (仮称)	「かながわ 多文化	共生	たぶんか 教育	きょうせい 指針	」のさくてい 策定	38		
2	かいぎかつどうじょうきょう 会議活動状況				41				
3	ちようさかつどうけつ 調査活動結果				46				
4	さんこうざりょう 参考資料				58				
(1)	けんないがいこくじん 県内外国人	とうろくしゃすう 登録者数	のすい 推移		58				
(2)	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かながわ かながわ	かいぎ 設置	せつちようこう 要綱	61				
(3)	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かながわ かながわ	かいぎ 運営	えいりょう 要領	63				
(4)	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かながわ かながわ	かいぎ 傍聴	えいりょう 要領	65				
5	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かながわ かながわ	かいぎ 第8期	委員 名簿	67				

ねん がつ にち  
2014年10月30日

かながわけん ちじ くらいわ ゆうじ さま  
神奈川県知事 黒岩 祐治 様

がいこくせきけんみん かいぎ  
外国籍県民かながわ会議  
いいんちよう おん ようけん  
委員長 温 耀権

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく  
外国籍県民かながわ会議（第8期）最終報告について

わたし だい き がいこくせきけんみん かいぎ くに ちいき しゅうしんしゃ めい  
私 たち 第 8 期 外国籍 県民 かながわ 会議 は、12 の 国 ・ 地域 の 出身 者 20 名 の  
いいん こうせい ねん がつ こんかい きょうぎけつ か ちじ ほうこく  
委員 で 構成 さ れ、2012 年 11 月 に スタート し、今 回、協 議 結 果 を 知 事 へ の 報 告 と  
ていしゅつ  
し て 提 出 いた し ます。

わたし かながわけん がいこくせき す まち こと いっかん うった  
私 たち は、神 奈 川 県 を 外 国 籍 に も 住 み や す い 街 に す る 事 を 一 貫 し て 訴 え て  
き ま し た。あ た り ま え の 日 常 の 中 で 外 国 人 が 困 っ て い る 事、外 国 人 が 排 除 さ  
れ て い る 事 を 発 見 し、提 言 に 結 び つ け て き ま し た。ま た、外 国 籍 の 視 点 を 生 か  
こと はっけん ていげん むす がいこくせき してん いか  
し、神 奈 川 県 民 と し て の 住 み や す い 街 づ く り へ の 働 き かけ や 貢 献 も 視 野 に 入  
かながわけんみん す まち はたら こうけん し や い  
れ て 提 言 を 考 え ま し た。

どうじ がいこくせきけんみん う ごほうてき けんり りえき こんご まも  
同 時 に、外 国 籍 県 民 と し て 受 け ら れ る 合 法 的 な 権 利 ・ 利 益 を 今 後 も 守 り、  
しゅちよう かんが とうく がいこくじんがっこう うんえい しきんめん  
主 張 し て い き た い と 考 え て お り ます。特 に 外 国 人 学 校 の 運 営 は、資 金 面 や  
かんきよう こうしゃ れつ か しんこく こんご けん しえん ひつよう かんが けいぞく きぼう  
環 境 ・ 校 舎 の 劣 化 が 深 刻 で、今 後 も 県 の 支 援 が 必 要 と 考 え、継 続 を 希 望 し ます。

だい き がいこくせきけんみん かいぎ しゃかいせいかつぶかい けん きょういくぶんかぶかい けん  
第 8 期 外 国 籍 県 民 かながわ 会議 は、社 会 生 活 部 会 5 件、教 育 文 化 部 会 6 件、  
あ けん ていげん ていしゅつ かながわけん たぶんかきょうせい たい かんが  
合 わ せ て 11 件 の 提 言 を 提 出 し ます。神 奈 川 県 は 多 文 化 共 生 に 対 す る 考 え と  
じっせき けん ひ つづ こうへい びやうどう たちば たぶんかきょうせい  
実 績 が あ る 県 で す。こ れ か ら も 引 き 続 き、公 平 ・ 平 等 な 立 場 で 多 文 化 共 生 を  
すす しいんいちどうしん  
進 め て い く も の と 委 員 一 同 信 じ て お り ます。

ほうこく あ しゃかいせいかつぶかい きょういくぶんかぶかい かくいいん しんけん  
報 告 を ま と め る に 当 た り、社 会 生 活 部 会 ・ 教 育 文 化 部 会 の 各 委 員 の 真 剣 な  
いけん とうぎ ていげん し あ じぶ  
意 見 や 討 議 に よ り、す ば ら し い 提 言 に 仕 上 が っ た と 自 負 し て お り ます。

また、あーすフェスタかながわ 2014 実行委員会に参加し、企画委員会の委員  
かつやく こうりゅう てんじぶかい がいこくせきけんみん かいぎ しょうかい  
と し て も 活 躍 し ま し た。交 流 ・ 展 示 部 会 で は 外 国 籍 県 民 かながわ 会 議 の 紹 介、  
せかい ことばきょうしつ えほん よ き きかく らいじょうしゃ こうひょう  
世 界 の あ い さ つ 言 葉 教 室、絵 本 の 読 み 聞 か せ な ど を 企 画 し、来 場 者 の 好 評  
はく  
を 博 し ま し た。

わたし いいん にほん す かいがい も らくちせいこん  
私 たち 委 員 は 日 本 に 住 み、海 外 に ル ー ツ を 持 っ て い ます。「落 地 生 根」と  
ことば ぶるさと はな とち ひとびと しゅうかん  
い う 言 葉 が あ り ます。故 郷 を 離 れ、そ の 土 地 の 人 々 や 習 慣 に な じ み、や が て  
とち ね は わたし じしん かながわけん す じぶんたち たちば  
は そ の 土 地 に 根 を 生 や す。私 たち 自 身 が こ の 神 奈 川 県 に 住 み、自 分 達 の 立 場

いを生かし、ふるさと かながわけん 故郷と神奈川県のために やくわり は 役割を果たしたいと ねが 願っております。

さいご 最後に、この かいぎ せっち 会議を設置していただいた かながわけん 神奈川県および じむきょく つと 事務局を勤めていた  
けんみんきょく けんみんぶこくさいかきかく けんみん 県民局 県民部国際課企画グループの みな 皆さまに かんしゃ もう あ 感謝を申し上げます。  
じむきょく じむきょく 事務局の ささえ なくしてこの ほうこくしょ かんせい え 報告書は完成し得なかったと思っております。  
きょうりょく 協力いただいた みな 皆さまに対し、 たい ころ より せい む あ 心よりお礼を申し上げます。

# 1 知事への提言

## (1) 提言項目一覧

提言 1 医療通訳派遣事業における通訳ボランティアの育成と通訳スタッフの常駐について

提言内容

- 1 かながわ医療通訳派遣システム事業において、タイ語、タガログ語、カンボジア語など通訳の人数が少ない言語の通訳者を増やすために、それらの言語について医療通訳養成講座を開催し、医療通訳人材を育成すること。
- 2 医療通訳派遣システムについて、県等と協定を結んでいる 35 の病院のうち、利用実績の多い病院に、医療通訳を職業とする専門のスタッフを常駐させ、曜日別に利用可能な言語を設定するなどして、効率的に運営すること。

提言 2 産後の母子に対するケア施設の設置及び日本に住む外国人に対応できる通訳を配置することを県から市町村に要望すること。

提言内容 横浜市が実施しているような産後ケア母子ケア事業を県内数ヶ所で展開し、日本に住む外国人にも利用できるようにすること。あわせて必要とされる通訳を派遣できるシステムを作ること。

提言 3 出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という）についての要望

提言内容

次の内容を県から国に要望すること。

- 1 旧外国人登録証明書から在留カード、特別永住者証明書の切り替え及び更新時期に日本の運転免許証と同じように更新案内の通知を送付すること。
- 2 新たに在留カード、特別永住者証明書に記載される氏名について、通名（日本人名）を希望する者に対して、その記載ができるようにすること。

また旧字体を正字に変換された外国人に対し、旧外国人登録証明書が同じであるという公的な証明書を発行すること。

- 現在「外交」「公用」の資格で90日以上在留している者に対し、その他の住民と同じように在留カードを交付をすること。
- 外国人が日本に働く（住む）期間中は、その親も家族として、日本国内に一緒に住むことができるようにすること。

提言4 図書館の多文化サービスの展開を推進すること

提言内容

- 多文化サービスを持つ県立地球市民かながわプラザ（以下、「あーすぷらざ」という）の情報フォーラムを外国籍県民に向け積極的に広報すること。あわせて、外国籍県民が多く住む地域の図書館でも同様の事業を行い、積極的に外国籍県民に対し広報するよう各市町村に要望すること。
- 図書館の役割りや図書の寄贈、外国籍県民も図書館を利用出来ることを外国籍県民に向け広報するとともに、外国籍県民の生活に必要な情報が載っている書籍を充実させることを県立図書館で実施するとともに、各市町村に要望すること。
- 県立図書館で図書館案内及び図書館周辺案内の多言語表示を進めるとともに、各市町村に要望すること。

提言5 外国人の地方選挙の選挙権について

提言内容 同じ神奈川に住む外国籍県民として、自分たちの意見を確実に届けるために、永住資格のある外国人に地方選挙の選挙権を付与するよう国に要望することを要請する。

提言6 外国人学校のサポート充実

提言内容

- 外国人学校が、多文化共生社会の基盤づくりのためにもつ重要性を啓発すること。
- 外国人学校への助成を後退させることなく、さらに充実させること。
- 外国人学校・行政・民間のネットワークを構築するために、仮称「神奈川県外国人学校連携会議」を設置し、外国人学校に関する情報共有及び外国人学校への支援ができる体制を作ること。
- 定期健康診断等の子どもの健康増進の支援（個別的な助成）をすること。

- 5 税制上の優遇措置対象などにみられる外国人学校への制度上の差別を是正するよう引き続き国に要請を行うこと。

提言7 小学校・中学校の国際教室設置の強化

提言内容

- 1 日本語指導を必要とする外国籍と日本国籍の児童生徒の数の合計を教員加配の算出基準とするように変更すること。
- 2 国際教室の担当教員の任用内容を定めるためのガイドラインを策定し、育成教育を充実させること。さらに、定期的に学校に訪問し、実施状況を確認し課題を把握し、研修等の実施で、担当教員の質を高めること。
- 3 各自治体で退職した教員を有効活用する育成と体制づくりを行い、国際教室などで活用できる見える支援リソース組織を構築すること。

提言8 日本語指導が必要な児童生徒の発見充実と「特別の教育課程」の実施

提言内容

- 1 日本語指導が必要な児童生徒の早期発見のための意識啓発の講座を行うこと、発見のためのチェックリストの開発を行い、教科を学習するための抽象的な言語を理解しているかどうかを発見するインタビューを担当や日本語指導推進担当などが行うこと。
- 2 支援の必要な児童生徒に対しては、支援するために必要な背景情報（生まれた国や地域とそこで受けた教育の内容、家庭の中で使用している言語、宿題の指導を家庭でできるかなど）を把握し、学校として支援体制をはかること。
- 3 「特別の教育課程」が施行されたことから日本語で学習できない子どもを対象に法律（学校教育法施行規則）により、取り出し授業による支援を実施するための支援体制を多言語の情報発信で明確にすること。  
「特別の教育課程」によって、日本語指導者となりうる全ての教員が必要とする指導計画立案力と日本語指導力を育成する研修を実施すること。

ていげん ざいけんがいこくじんとくべつぼしゅうわく ざいけんわく こうこう せつ ちきじゅん み なお  
提言9 在県外国人特別募集枠（在県枠）高校の設置基準の見直し

ていげんないよう  
提言内容

- 1 在県枠高校の受験資格の年限数を来日3年以内よりも大きく緩和するとともに、定員枠を増員すること。
- 2 現在、国、県で実施している調査結果に基づき、外国人が多くいる地域に必ず在県枠高校を設置すること。

ていげん いぶん か はいけい せいと こうこうない しえんじゅうじつ  
提言10 異文化を背景とする生徒の高校内の支援充実

ていげんないよう  
提言内容

- 1 教員の数の内、外国にルーツを持つ人を新設し、その割合を増員させること。その基準として、常勤講師の数を、県内の外国人数の割合を超えるまでの増員を5年程度で実現させること。
- 2 多文化教育コーディネータを派遣できる高校を増やすと同時に、市立高校も対象とすること。  
あわせて、コーディネータを派遣する時間数を充実するとともに、県が支援する通訳及び翻訳の事業充実（予算の増額）を行うこと。

ていげん かしょう たぶん かきょうせいきょういくしん さくてい  
提言11（仮称）「かながわ多文化共生教育指針」の策定

ていげんないよう  
提言内容

- 1（仮称）「かながわ多文化共生教育指針」を策定、周知すること。
- 2（仮称）「かながわ多文化共生教育指針」に基づく取組みを点検し、結果を公開し是正すること。また「かながわ人権施策推進指針（改訂版）」「かながわ国際施策推進指針（第3版）」を着実に推進すること。



## (2) 社会生活部会からの提言

### 【提言の趣旨】

神奈川県には160の国、16万人の外国籍県民が暮らしています。2000年の外国籍県民かながわ会議第1期の最終報告当時は154の国と地域、約12万3千人でした。外国籍県民の構成では、特に、中国の人数が倍近いの増加となり、県内の外国籍の中で一番多くなっています。また、東南アジア諸国の方々も増えています。

外国籍県民かながわ会議は今回で第8期を迎え、16年近く経過しました。今回、委員の皆さまと提言を検討するなかで、全ての提言に言語の問題が絡んでいます。

日本語がうまく話せない正確に理解出来ない、コミュニケーションがとれず本来受けることが出来るサービスなどを受けることが出来ず結果的に差別されているのではと考えてしまいます。私たち外国籍を取り巻く環境も年々変わり、例えば、現在、神奈川県で実施されている医療通訳も東南アジアの方々への対応の形を整え浸透していく必要があると考えています。

私たちは外国籍県民として、母文化、母語との繋がりをどのように生かせば良いか、経済的な不平等をどのように解決すれば良いかを考えました。今回の提言をまとめるなかで、以前に提出された提言を再考しました。これらの提言との関連性等をどうするべきか、地方参政権付与の問題、また、平成24年7月に出入国管理及び難民認定法の改正の施行など、現在の環境に合わせ、変化させたいと考えます。

今日までに提出された提言がどれだけ重要視され、実現に向けて話し合われているのか提言者である外国籍には知ることは難しいですし、外国籍県民会議の設置16年を顧みても実現性が多いようには感じられません。

私たちは今回、新しい提言を提出するにあたり、少し視野を変えた提言を提出いたします。これは委員一同の神奈川県のより良い多文化共生社会の創造・発展・実現を心からの願いでもありますので、ご検討よろしく願い申し上げます。

提言 1 医療通訳派遣事業における通訳ボランティアの育成と通訳スタッフの常駐について

提言内容

- 1 かながわ医療通訳派遣システム事業において、タイ語、タガログ語、カンボジア語など通訳の人数が少ない言語の通訳者を増やすために、それらの言語について医療通訳養成講座を開催し、医療通訳人材を育成すること。
- 2 医療通訳派遣システムについて、県等と協定を結んでいる 35 の病院のうち、利用実績の多い病院に、医療通訳を職業とする専門のスタッフを常駐させ、曜日別に利用可能な言語を設定するなどして、効率的に運営すること。

【理由・背景】

神奈川県で実施している医療通訳は、外国籍県民を対象に比較的重い病気や検査・手術が必要な病気などに対し、通訳を派遣する事業で、県と県内自治体と 35 の協定を結んだ医療機関（以下「協定医療機関」という。）、特定非営利活動法人 多言語社会リソースかながわ（以下「M I C かながわ」という。）で協働して行っている。

実際の流れとしては、外国籍県民の患者が協定医療機関で診察を受けるときに、その医療機関のソーシャルワーカーが医療通訳が必要かどうか判断し、必要な場合は医療通訳の派遣を事前に依頼するという予約制のシステムになっている。

平成24年度の派遣実績は 3,663 件で、対応する言語は 10 言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、カンボジア語、ラオス語）。

このうち、各言語の派遣実績件数（平成24年度）と通訳者数（平成25年 4 月 1 日現在）は、それぞれ英語（799 件 / 24 人）、中国語（856 件 / 30 人）、スペイン語（1,146 件 / 41 人）、ポルトガル語（478 件 / 28 人）、韓国・朝鮮語（44 件 / 5 人）、タガログ語（107 件 / 9 人）、タイ語（74 件 / 9 人）、ベトナム語（98 件 / 7 人）、カンボジア語（34 件 / 2 人）、ラオス語（27 件 / 2 人）。

中でも、タガログ語（9 人）、タイ語（9 人）、ベトナム語（7 人）、カンボジア語（2 人）、ラオス語（2 人）において、通訳を行う人材が不足している状況である。

県と協働で実施しているこの事業とは別に M I C かながわは、クリニ

ツクや曜日と時間を固定した定例通訳サービスも含む医療通訳派遣事業をおこなっている。

平塚市民病院にて毎週木曜の午前と金曜日の午前に、港町診療所に毎週火曜日に、それぞれスペイン語通訳スタッフを派遣している。

平成24年度実績は655件でその前の平成23年度の564件にくらべて100件近く件数を伸ばした。

現在、MICかながわと個別に協定を結んでいる医療機関は29機関あり、対応言語はかながわ医療通訳派遣システム事業の10言語にロシア語を加えた11言語で実施している。

### 【課題】

県内において話されていることが少ない言語は、ほとんどの大学で教えていないことから、講師を確保することが難しいことや希望する人数が少ないため、多くの通訳者を養成するのが困難な状況である。

MICかながわにインタビューしたところ、特にタガログ語、タイ語、ベトナム語において通訳件数が増える傾向があるということであった。

現在の医療通訳システムは、予約制となっているため、当日派遣の依頼があってもMICかながわとしては、できるだけ対応するよう努力しているが、完全な対応は出来ていない。

### 【効果】

#### 提言内容1について

少数言語の医療通訳の人数が増えることにより、患者のみなさんがより医療を受けやすい環境を作ることができる。

少数言語の通訳1人当たりの負担を軽減することができる。

#### 提言内容2について

通訳スタッフを常駐させれば、初診より素早く対応でき患者にとって精神的・経済的負担の軽減になり、常駐型ならば急な受診にも対応できる。

常駐させれば1件ごとに病院の位置と通訳者の住所地を考慮することなどのコーディネーションの必要がなくなるため、研修の企画など、他の仕事ができる。

提言2 産後の母子に対するケア施設の設置及び日本に住む外国人に対応できる  
通訳を配置することを県から市町村に要望すること。

提言内容 横浜市が実施しているような産後ケア母子ケア事業を県内数ヶ所で  
展開し、日本に住む外国人にも利用できるようにすること。あわせて必要と  
される通訳を派遣できるシステムを作ること。

### 【理由・背景】

現在日本では、少子化・核家族化が進んでいる。<sup>1</sup>、神奈川県でも6歳  
未満の子どもがいる世帯の中で夫婦と子どもだけの核家族の割合が約9割  
を占めている<sup>2</sup>。

女性は出産すると、ホルモンバランスが崩れて、体への負担が増えたり、  
夜の授乳で生活のリズムが乱れたりして、強いストレスになる。その  
ようなストレスや出産後の育児不安、孤立感の軽減や解消は、母親だ  
けでなく、産れてきた子ども達のためにも必要なので、産後早期からの  
支援の充実が求められる。

特に初めての子どもを産む時には、日本人でも出産に対する情報や  
知識不足、周囲の人間関係などから気軽に相談できる相手がいないとスト  
レスも大きくなって、様々なケアが必要である。

日本で出産する外国人の妊産婦は、言葉や文化、習慣の違いがある。  
例えば、台湾では「坐月子（ズオユエズ）」と呼ばれる、産後1ヶ月  
程度の間、母親が産後の体調を調える伝統的習慣があり、<sup>3</sup>5年から6  
年前から産後ケア施設が増え、2013年12月で、台北市内の産後ケア施設は  
62ヶ所に上り、体調に配慮した食事の提供や授乳のサポートなどがさ  
れている。一泊の費用は約2万4千円相当前後が多い。<sup>4</sup>

また、韓国では、産褥期の母体のケアを行う「産後調理（サヌチヨ  
リ）」という文化があり、出産で弱った心身を回復させるための特別な  
料理を食べたりするもので、元々家庭で行うものだったが、核家族化が進  
んだことにより、家庭でのケアが難しくなったため、1997年に初めての

<sup>1</sup> かながわランドデザイン 40 ページ

<sup>2</sup> 平成 25 年度版 神奈川県子ども・子育て支援白書 6 ページ

<sup>3</sup> 2014 年 1 月 20 日産経新聞記事（2014 年 7 月 22 日閲覧）

<http://sankei.jp.msn.com/life/news/140120/bdy14012009300001-n1.htm>

<sup>4</sup> 2014 年 1 月 20 日産経新聞記事（2014 年 7 月 22 日閲覧）

<http://sankei.jp.msn.com/life/news/140120/bdy14012009300001-n2.htm>

産後ケアセンターが開設されて、現在860ヶ所ほど<sup>5</sup>ある。韓国では出産した母親が休憩する空間として利用するのが一般的で、現在、韓国の1つの文化として定着している。

この「産後調理（サヌチョリ）」は、出産した病院とは別の施設で、室内を暖かくし、良質の食事を提供するなど産後の心身の回復を目的としています。24時間体制で赤ちゃんのお世話をするほか、母乳や育児方法などの教育プログラムが準備され、<sup>6</sup>センター利用時間と費用は、だいたい2週間<sup>7</sup>、16万円弱 - 27万円<sup>8</sup>（施設と利用時間によって違う）。

外国籍県民の妊産婦は、里帰り出産や出産時に実家の母親の援助（来日して身の周りの世話をするなど）が難しいことから、安心して出産することが出来ないことが多い。

日本での調査結果では、仕事をしている女性や働いていない女性に、自分が「育児ノイローゼ」や「産後うつ」ではないかと思ったことがあるかどうか聞いたところ約4割が「ある」と答えている。<sup>9</sup>

特に産院退院後の悩みや孤立感は、2人目以降の生む行動に影響を与えるという指摘や、児童虐待は、乳幼児の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるという指摘もある。<sup>10</sup>

平成25年5月28日に、内閣府に設置された少子化危機突破タスクフォースから森内閣府担当大臣（少子化対策）に手交された、『少子化危機突破のための提案』の中でも、「産後ケア」の強化として、産後ケアセンター等において休養（日帰り、宿泊）や乳房ケアを提供するモデル事業を推進する<sup>11</sup>、と書かれている。

以上の理由のため、特に所得が低く、自分の親を呼び寄せすることができない、あるいは仕事を休むことができない外国人にとっては、このような産後ケア施設の存在は大変助かるものとなると考える。

<sup>5</sup> 韓国観光公社公式サイト [http://visitkorea.or.kr/jpn/CU/CU\\_JA\\_2\\_1\\_10.jsp](http://visitkorea.or.kr/jpn/CU/CU_JA_2_1_10.jsp)

<sup>6</sup> 韓国観光公社公式サイト [http://visitkorea.or.kr/jpn/CU/CU\\_JA\\_2\\_1\\_10.jsp](http://visitkorea.or.kr/jpn/CU/CU_JA_2_1_10.jsp)

<sup>7</sup> 韓国観光公社公式サイト [http://visitkorea.or.kr/jpn/CU/CU\\_JA\\_2\\_1\\_10.jsp](http://visitkorea.or.kr/jpn/CU/CU_JA_2_1_10.jsp)

<sup>8</sup> 韓国観光公社公式サイト [http://visitkorea.or.kr/jpn/CU/CU\\_JA\\_2\\_1\\_10.jsp](http://visitkorea.or.kr/jpn/CU/CU_JA_2_1_10.jsp)

<sup>9</sup> 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」結果 平成15年7月  
<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/doko/h1507/>

<sup>10</sup> 国「少子化危機突破」のための提案 16ページ

<sup>11</sup> 国「少子化危機突破」のための提案 16ページ

げんじょう よこはまし ばあい  
【現状：（横浜市の場合）】

げんざい よこはまし へいせい ねん がついついたち しな い しょ じょさんじょ いたく  
現在、横浜市で平成25年10月1日から市内8ヶ所で、助産所に委託し  
てゐる「産後母子ケアモデル事業」を実施している。

じぎょう よこはまし さまざま こそだ しえん なか こ  
この事業は、横浜市に様々な子育て支援サービスがある中で、子ども  
を産んだ後、育児に不安があるなど、一定の条件を満たし方に、この  
サービスを受ける必要があると横浜市が利用決定した生後4か月までの  
母子に対して、母乳のケア、育児相談・指導等を提供するもので、短  
い期間の滞在サービス（費用：1泊2日6,000円、1日当たり3,000円）  
が可能なものと、日帰りのサービス（費用：1日当たり2,000円）が  
可能なもの（滞在、日帰りどちらも最大7日間利用可能）を受けると  
ができる。

さらに、このサービスを受けることができる方の中で、横浜市市民税  
ひかぜいせたい かた げんめんせいど じこふたん りようかのう  
非課税世帯の方は減免制度があり、自己負担なしで利用可能<sup>12</sup>。

ていあん  
【提案】

よこはまし おこな さんごぼし じぎょう さんこう ひつよう  
横浜市が行っている「産後母子ケアモデル事業」を参考に、必要と  
する妊産婦に対し、産前産後の心身の変化や育児に対する不安を軽減す  
るため専門家<sup>せんもんか</sup>の指導やカウンセリングを受けられる施設<sup>しせつ</sup>を県内の主要な  
地域（例：川崎、横須賀、平塚、相模原、小田原）に設置してほしい。  
がいこくじんにんさんぶ りよう しせつ ひつよう おう つうやく  
外国人妊産婦にも利用しやすいよう、その施設に必要なに応じて通訳を  
派遣できるようにしてほしい。

じぎょう にほんじん にほん す がいこくじん  
このケア事業は日本人にとってももちろん、日本に住む外国人にとつ  
ても大変助かる良い制度だと考えるが、人によって産後の回復期間や  
じょうきょう こじんさ よこはまし しゅうかん りようきかん  
状況などは個人差があるので、横浜市の1週間という利用期間にか  
かわらず利用者の状況に応じて対応してほしい。

<sup>12</sup> 平成 25 年 10 月 1 日付け横浜市記者発表資料

ていげん 3 しゅつにゅうこくかんにあよ なんみんにんていほう にゅうかんほう  
提言 3 出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という）について  
の要望

ていげんないよう  
提言内容

つぎ ないよう けん くに ようぼう  
次の内容を県から国に要望すること。

- 1 きゅうがいこくじんとうろくしょうめいしょ ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ き か  
旧外国人登録証明書から在留カード、特別永住者証明書の切り替  
え及び更新時期に日本の運転免許証と同じように更新案内の通知を送付  
すること。
- 2 あら ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ きさい しめい  
新たに在留カード、特別永住者証明書に記載される氏名について、  
つづめい にほんじんめい きぼう もの たい きさい  
通名（日本人名）を希望する者に対して、その記載ができるようにするこ  
と。  
また旧字体を正字に変換された外国人に対し、旧外国人登録証明書が  
おなじであるという公的な証明書はっこう  
と同じであるという公的な証明書を発行すること。
- 3 げんざい がいこく こうよう しかく にちじょうざいりゅう もの たい  
現在「外交」「公用」の資格で 90日以上在留している者に対し、その  
た がいこくせきじゅうみん おな ざいりゅう こうふ  
他の外国籍住民と同じように在留カードを交付すること。
- 4 がいこくじん にほん はたら す き かんちゅう おや がぞく にほん  
外国人が日本に働く（住む）期間中は、その親も家族として、日本  
こくない いっしょ す  
国内に一緒に住むことができるようにすること。

りゆう はいけい  
【理由・背景】

ていげんないよう  
提言内容 1 について

ざいりゅう き か こうしん てつづ にゅうかんほう とくべつ  
在留カードの切り替え・更新の手続きについては入管法で、特別  
えいじゅうしゃしょうめいしょ き か こうしんてつづ にっぽんこく へいわじょうやく もと  
永住者証明書の切り替え・更新手続きは、「日本国との平和条約に基  
づく日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」で定めら  
れている。

ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ き か こうしんてつづ おく  
この在留カード、特別永住者証明書の切り替え・更新手続きが遅れ  
た場合や紛失したことを知った日から 14日以内に申請を行わない場合に  
は1年以下の懲役または 20万円以下の罰金が科されるという厳しい罰則  
がある。中でも、中長期在留者は、この理由により懲役を受けると  
たいきょきょうせいじゅう がいとう  
退去強制事由に該当する。

なか ざいりゅうきかん ねんいじょう ちゅうちようき たいざい がいこくじん  
こうした中、在留期間が3年以上にわたる中長期に滞在する外国人や  
とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ ゆうこうきかん ねん とくべつえいじゅうしゃ いちど  
特別永住者証明書の有効期間が7年ある特別永住者にとっては、一度  
こうしん おこな つぎ こうしん じ き いしき げんじょう  
更新を行うと、次の更新時期をそれほど意識していないのが現状である。

もちろん、がいこくせきけんみん ほうりつ き まも  
もちろん、外国籍県民として法律で決められたルールは守るが、ついう  
こうしん てつづ わす ばっそく う  
っかり更新の手続きを忘れてしまい、罰則を受けるということになってしま  
う。

このようなことを防ぐために、日本の運転免許証と同じように在留カード、特別永住者証明書の交付を受けた者に対し、切り替え・更新案内の通知を送付してほしい。

この通知が送られることとなれば、外国籍県民も手続きを忘れ、罰則を受けることも減るし、国も余計な手続きが減ることとなり、お互いにとってメリットがあると考えられる。

## 提言内容 2 について

今まで外国人登録証明書には、本人が希望する場合は、通名が記載されていたが、在留カード、特別永住者証明書には通名が記載されなくなった。

これまで生活やビジネスで通名を使用していた人は、通名で登録していた不動産や商業登記、銀行の口座などの本人確認を行う際、確認に支障が出ることが考えられる。

また旧制度では、本人が申請した漢字をそのまま外国人登録証明書に書かれていたが、改正入管法が施行されたことに伴い、氏名で使用する漢字や略字などの一部の漢字をいわゆる“正字”に変更することとなった。

この結果、同じ人でありながら、以前交付された外国人登録証明書と新たに交付される在留カード、特別永住者証明書では、漢字の表記が違うケースが出ている。

特に、古くから日本に住んでいるオールドカマーにとっては、通名と同様に不動産や商業登記、銀行の口座などに以前の漢字を使用していることから、手続きの際に本人の同一性を疑われると普段の生活やビジネス（今の時代、厳しく本人確認を役所や銀行などの窓口で行っている）に支障がでることが考えられる。

また、例えば韓国の家族関係登録簿（旧戸籍）の申請を行う際、申請人の書く欄の氏名と証明書の氏名が一致しない場合、本人と認識されず、申請を受理されない可能性がある。

このようなことを防止するために、在留カード、特別永住者証明書に通名を希望する者に対してはその記載を認めること、以前の外国人登録証明書と在留カード、特別永住者証明書の漢字表記が異なる場合、その人間が同一であるとの公的な証明書の発行を要望する。

このような処置がされることにより、様々な手続きで必要のないトラブルを防止するとともに、役所や銀行などの窓口の担当者の負担を減らし、スムーズな窓口業務にも役立つと考える。



提言内容3について

現在「外交」「公用」の在留資格で日本で生活している者は、在留カードの交付がされない、住民登録がされていない状態である。

「外交」「公用」の在留資格のうち、特に収入が少ない外国人にとっては、在留カードがないと、携帯電話の登録や銀行口座を開く時に支障が出る。また、住民登録ができないとその自治体に住民でありながら、学校の入学や予防接種の案内など生活に密着した住民サービスを受けることができないなど、日本の生活することが非常に困難である。

このようなことをなくすために、現在「外交」「公用」の資格で90日以上在留している者に対し、在留カードの交付を求める。

提言内容4について

日本に働いている外国人は、本国において他に身寄りがない親がいる場合、心配で安心できなかつたり、異文化の中で様々なストレスに中で暮らしている。このため、親が来ると、心が落ち着いて安心して生活ができる。

日本人と外国人、外国人同士で国際結婚をした家族の場合、親の呼び寄せができないと自分の親の国に帰国することとなり、家族がバラバラになってしまうという問題がある。

また、日本の企業もせっかく長期雇用をしようとしても、このような問題で退職・帰国してしまうことは日本の経済にとってもデメリットになる。

現在、在留資格「家族滞在」は「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「留学」等の在留資格をもって在留する外国人の扶養を受ける場合で、配偶者又は子に限られている。

親の呼び寄せには、次のような問題点がある。

自分の親は特別な事情がない限り呼び寄せることができない。

親には3カ月の旅行ビザで延長も難しい。

在留資格「特定活動（特定研究活動）」「特定活動（特定情報処理活動）」で親の帯同が認められているが、高度な専門的知識必要とする特定の分野に関する研究等、情報処理に係る業務に従事する活動で、その条件は下記のとおりである。

A 在留資格「特定活動（特定研究活動）」「特定活動（特定情報処理活動）」の外国人と同居し、その扶養を受ける父母または扶養者の配偶者の父母であること

- B 扶養者と同居し、その者の扶養を受けること
- C 外国において扶養者と同居し、その者の扶養を受けていたこと
- D 扶養者とともに日本に転居すること

高度人材ポイント制度による親の帯同も最近導入されたが、高度人材またはその配偶者の7歳未満の子ども（養子を含む）を養育する場合と高度人材本人又はその配偶者が妊娠中の場合に限定され、

さらに、

- A 高度人材の世帯年収が800万以上
  - B 高度人材と同居
  - C 高度人材またはその配偶者のどちらかの親に限る
- という条件がある。

このため、  
、  
どちらの場合も条件のハードルが高い。

以上のため、親には永住資格ではなく、あくまで本人（外国人）が日本で働いている（住んでいる）間の条件付の家族ビザの付与を提案する（条件の例：親を呼び寄せるには一定の収入の証明が必要、生活保護の対象外とすること、呼び寄せた親は就労できないなど）。

その際に、子どもがいるいないに関係なく、呼び寄せができるような制度としてほしい。

この結果、外国人もより一層、落ち着いた状況で働けるようになり、日本の発展に役立つと考える。

## 提言4 図書館の多文化サービスの展開を推進すること

### 提言内容

- 1 多文化サービスを持つ県立地球市民かながわプラザ（以下、「あーすぷらざ」という）の情報フォーラムを外国籍県民に向け積極的に広報すること。あわせて、外国籍県民が多く住む地域の図書館でも同様の事業を行い、積極的に外国籍県民に対し広報するよう各市町村に要望すること。
- 2 図書館の役割や図書館の寄贈、外国籍県民も図書館を利用出来ることを外国籍県民に向け広報するとともに、外国籍県民の生活に必要な情報が載っている書籍を充実させることを県立図書館で実施するとともに、各市町村に要望すること。
- 3 県立図書館で図書館内案内及び図書館周辺案内の多言語表示を進めるとともに、各市町村に要望すること。

### 【理由・背景】

#### 提言内容1について

外国籍県民にとっては、母語で書かれている教育や生活のための書籍を身近な書店で買うことや利用することが難しく、特に所得が低い外国籍県民は困難です。

日本には、様々な本がある図書館がある。いくつかの図書館では、外国籍県民のために、多文化サービスに取り組んでいる図書館があります。

神奈川県が設置しているあーすぷらざの情報フォーラム<sup>13</sup>には、日本語を学ぶ教材や図書や多言語での生活情報があるというサービスは、まだまだ外国籍県民に知られていません。

このようなサービスをあるということを知れば、外国籍県民の日本語教育や生活で困ったことがあれば、あーすぷらざに行くに必要な情報を得ることが可能となるので、外国籍県民向けに積極的に広報していくことが重要である。あわせて、外国籍県民が多く住む地域の図書館で、同じ事業を展開することによって、外国籍県民の生活や教育が充実すると考える。

また、あーすぷらざで年2・3回程度行っている子ども向けの「多言語読み聞かせ」の会は、幼児期などの子どもの成長のために、

13 あーすぷらざホームページ [https://www.earthplaza.jp/info\\_list](https://www.earthplaza.jp/info_list)（2014年7月25日閲覧）

効果的な取組みと考える。他にも、同じような取組みをしている図書館がある。

一般に「読み聞かせ」により、言語力の向上、心や想像力の成長、親とのコミュニケーションの向上という効果がある<sup>14</sup>とされ、母語を伝えるという点でも「読み聞かせ」は大きな効果があると考えられます。

外国籍の保護者は、外国語の図書を購入するための経済力と情報が不足するために、日本語、母語で楽しく絵本を読み聞かせることが難しいことが多い。

以上の現状のため、外国籍県民は日本人と同じように「読み聞かせ」に参加することが少ないことから、あーすぷらざで行っている「読み聞かせ」を母語で行う回数を増やすことと、外国籍県民が多い地域で同様のサービスを行うことを要望する。

#### 提言内容2について

外国籍県民は、身近にある図書館の役割（地域の事情及び県民の希望に沿い、学校教育を援助、家庭教育の向上に役立つこと）や図書館が利用出来ることや本を寄贈が出来るということを知らない人が多いので、外国籍県民に向け、このような内容を多言語で広報してほしい。

この結果、外国籍県民が図書館を積極的に利用することが出来、何か分からないことや必要のあるときは積極的に図書館に行こうと考えられる。

また、必要のなくなった本を寄贈するという社会貢献を外国籍県民も出来る。特に外国語図書については、本が売っているところが限られていたり、販売している量が少ないために、なかなか手に入れることが出来ないものなどもあるため、図書の入手方法としては貴重なルートと考えられる。

図書館にある本も、外国籍県民が外国及び日本での子育ての仕方や違いを著したような、身近な生活に関する本をより充実してほしい。

#### 提言内容3について

現在、図書館に行く方法や図書館の中の案内が多言語で表示されているところは少ない。

案内表示がないと、図書館に行くことが出来なかったり、行ったとして

<sup>14</sup> 文部科学省スポーツ・青少年参事官発行（青少年健全育成担当）「絵本で子育てを楽しく」<http://www.kodomodokusyo.go.jp/yomikikase/>

もどこに必要とする本があるのわかりません。

このようなことをなくすために、図書館の中の案内や図書館に行く案内を多言語で表示すると、外国籍県民がより使いやすくなります。

提言5 外国人の地方選挙の選挙権について

提言内容 同じ神奈川県に住む外国籍県民として、自分たちの意見を確実に届けるために、永住資格のある外国人に地方選挙の選挙権を付与するよう国に要望することを要請する。

【理由・背景】

現在、外国籍県民には、選挙で投票することや知事や議員に立候補する権利は与えられておりませんので、たとえその地域社会にとって、良いという考えがあっても行政や議会に対して、意見を反映することが出来ない。

日本に住む外国籍県民は、日本人と同じように税金などを支払うなどの義務を負担しているが、その税金などの使い道を決める地方自治体の議会に自分たちの声を届けることが出来ない。

国においては、「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案」が何度か国会に提出されましたが、いずれも法律として成立していない。

日本国憲法においては、第15条第1項で「公務員を選定し、及び罷免することは国民固有の権利である。」と定められており、日本国民以外の者が日本の選挙に参加することは、出来ないとされている。

一方で、憲法第93条第2項では「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と定められ、地方公共団体（ここでは神奈川県で例えます）のトップである神奈川県知事や議会の人たちを選ぶのは神奈川県に住んでいる人が選挙すると書いてあります。これにより神奈川県に住んでいる外国人にも地方選挙権はあるはずだという議論が起こり、「国民固有の権利」である国政選挙と「住民が直接これを選挙する」という地方選挙は選挙の権利を区別するべきと意見がある。

その議論の中で「選挙権を望むというのであれば、帰化するのがもっとも自然」という意見が多く出ているが、日本に住んでいる期間が長い永住資格を持っている外国人でも永住資格を持っているからといって必ず帰化できるとは限らない。帰化したくても事情でどうしても出来ない場合、その人が人生終わるまでずっと日本に住んでいても選挙で投票することは一生出来ないことになってしまう。

外国人に選挙権を持たせると、日本が危ないと言う意見がありますが、地方参政権であれば、その地域の課題について、同じ住民として参加するものであり、外交や防衛などの国の基本方針に影響を与えるものではない。

そこで一つの考え方として、地方選挙の被選挙権（知事、議員などに立候補する権利）と選挙権（投票のみの権利）を区別する方法がある。

これは、地方公共団体の長及び議員の地位に就くことができる被選挙権を付与しないで選挙権だけを付与するという方法で、投票に行きたいと願う永住外国人の意思と、政治的影響力も少なくしたいという反対派の意見も取り入れるというやり方です。

この外国籍県民かながわ会議のように外国籍の意見を知事や市長などに提言する会議が一部の自治体にあります。提言した内容を反映するには、限界があります。

外国籍県民かながわ会議（第3期）でも県政の参加について提言しているが、県が公表している施策化状況の説明で、「地方参政権の制度化については、十分に論議を深める必要があると考えている。」と答えている。

神奈川県には約16万人の外国籍県民が住んでいることや約10年たっても未だに実現できていないという現状です。

今回の第8期でまた改めて考え直してほしい、アクションを起こしてほしいと願います。

(3) 教育文化部会からの提言  
【提言の趣旨】

教育文化部会の提言について

多文化共生の社会を実現するのは、行政だけの役割ではありません。学校と地域・市民団体との連絡は非常に重要です。今期、教育文化部会での議論は、神奈川県が実践する部分に関するところに集中しました。

教育については、教育の制度を知らないために、外国籍県民の中には高校で教育を受けることができることを知らない人もいます。

教育に関する情報を収集し、行政機関と市民団体との連携を取っている神奈川県の施策である「あーすぶらざ情報フォーラム」と「あーすぶらざ外国人教育相談」については、高く評価しています。今期の提言は、このような機関が充実されていくことを前提としています。

学校の内、外国人学校に対して、神奈川県は大きな影響を持っています。公立学校で受け止められない事情をもった子どもたちが安心して学ぶことは、非常に重要と考え、これまでの提言を踏まえ充実をお願いしました。

公立学校については、小学校・中学校・高校について具体的な提言をさせて貰っています。「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第2号）」及び「学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）」により、日本語で学習に参加できない子どもに対する日本語指導が正式な教育課程として位置づけられました。まだ、はじまったばかりの制度であるが、現在行われている施策の充実を中心に提言しました。

高校に関する提言は、外国籍の子どもにとって高校進学が当たり前でない状況があり、未来の社会を担う子ども達の権利を保障することを念頭において提言しました。

最後に、日本語で学習できない子どもの問題は、言語と文化の問題だけでなく、社会が外国籍の子どもとその保護者を理解しようとしなないなどに端を発する差別がある状態にあります。

例えば、生活困窮していることで教育を受けられない外国籍県民は、言葉や文化に加えて二重の問題があります。人権政策の強化が必要として、指針の改定だけでなく、指針の運用についても提言させて頂きました。

外国籍県民は、神奈川県の政策が他の自治体と比べて進んでいることを理解



し、感謝かんしゃしております。しかし、スピードを上げてさらに進すすめることが必要ひつようだと考かんがえて、議ぎ論ろんし、提てい言げんをまとめました。

最後に、行さいご政ぎょうせいが地ち域いき・市しみん民だんたい団たい体との連れん携けいを作つくっていくための仕しく組くみみについ

ての議ぎ論ろんは、次じ期き以い降こうの委い員いんに期き待たいしたい。

ていげん がいこくじんがっこう じゅうじつ  
提言 6 外国人学校のサポート充実

ていげんないよう  
提言内容

- 1 外国人学校が、多文化共生社会の基盤づくりのためにもつ重要性を啓発すること。
- 2 外国人学校への助成を後退させることなく、さらに充実させること。
- 3 外国人学校・行政・民間のネットワークを構築するために、仮称「神奈川県外国人学校連携会議」を設置し、外国人学校に関する情報共有及び外国人学校への支援ができる体制を作ること。
- 4 定期健康診断等の子どもの健康増進の支援（個別的な助成）すること。
- 5 税制上の優遇措置対象などにみられる外国人学校への制度上の差別を是正するよう引き続き国に要請を行うこと。

しさくか ていあん  
【施策化の提案】

がいこくじんがっこう けいぞく  
外国人学校のサポートを継続すること

外国人学校は、県に認可されているもの、認可されていないものがある。さらに、目的が、国際バカロレア教育を实践するもの、母国出身者の帰国に備えるもの、日本の定住を前提にした上で民族教育を行うものなど、多様な背景がある。

また、経済力を前提とするものもあれば、民族出身者であれば、そうでないものもある。

それらの外国人学校は、公立学校や私立学校で提供できない子どもの母語による教育と支援やイジメが少なく、固有の文化への配慮などの特長があり、外国籍県民の多様なニーズに応えるので外国籍県民が安心して学習するために必要なものです。それぞれの学校は緊急時の避難所や地域の人々が学習する拠点などにも取り組んで、地域と連携し、貢献する開かれた学校でもある。

これまで外国人学校に関する提言をしていますが、施策化では前進しているとは言えないと感じる。そこで、改めて外国人学校の重要性を県民に啓発することを主な提言とし、これまでの提言を補足することを提言する。

【理由・背景】

提言内容 1、2 について

外国人学校は、認可された場合でも各種学校です。外国人学校は大きく国際バカロレア教育を實踐するインターナショナルスクールと民族学校（自国民が対象の固有な教育支援を含む）に分かれている。いずれの場合も、私学や公立学校と対比して一人当たりの税による教育費の支援が低い状態です。日本国民も、外国人学校に通うことを考えると、改善が必要な状態にあると考える。

外国人学校は、生徒の求める言語を教え、その言語で教育します。一方では、日本の社会で共生のための教育も実践している。そのような特徴から、一般の学校で適応できない子どもたちへの教育の大切な受け皿にもなっていると考える。また、これらの学校は、県民の子ども達のための教育を行っており、国際情勢によって変動すべきではないと考える。近年外国人学校への支援が国際情勢によって一部後退してしまったことはありましたが、今後このようなことがあって欲しくはないと考える。

しかし、外国人学校のことは広く知られていません。外国人学校の理解を進めることで、子ども達の教育が充実し、相互理解が図られ、多文化共生の社会形成が進むと考える。「かながわ国際施策推進指針」では、4つの基本目標の1つに、「神奈川の特徴を生かした世界へのアピール」がありそれを實現する13の施策の方向の中に、「県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致」がある。

外国企業を誘致した際、外国人が来日します。母語で学習していた子どもの学習を継続するために、母語による教育は重要な選択肢の1つです。外国人学校を支援することは、この「かながわ国際施策推進指針」を現実のものとするにも、寄与でき神奈川県が企業を誘致する時の価値をあげることが可能となる。

提言内容 3 について

外国人学校・行政・民間のネットワークを構築するために、仮称「神奈川県外国人学校連携会議」を設置し、外国人学校に関する情報共有及び外国人学校への支援ができる体制を作る。このことによる外国人学校の理解の推進、支援の充実により、子どもが安心して外国人学校に通うことを期待する。

ていげんないよう  
提言内容 4 について

がっこうほけんあんぜんほう じどうせいと けんこう ほ じ ぞうしん はか ほりつ さだ  
学校保健安全法では、児童生徒の健康の保持増進を図るために法律が定  
められています。だい じゅう けんこうしんだん がっこう じっし だい じゅう  
第13条では、健康診断を学校が実施すること、第23条  
ではがっこう がっこうい お きてい  
学校に学校医を置くことが規定されている。

じよせい ひつよう がいこくじんがっこう こうりつがっこう おな しつ ていきよう  
助成を必要とする外国人学校では、公立学校と同じ質を提供すること  
ができません。がっこう によつては、こうないでボランティアのいし がぎ  
学校によっては、校内でボランティアの医師が限られた  
こうもく けんこうしんだん おこな がっこう すす こ ちいき  
項目で、健康診断を行うこともあれば、学校の薦めにより子どもが地域  
のいじん けんこうしんだん う  
の医院で健康診断を受けることもある。

こうせいろうどうしやう もと こ けんこうかんり すいじゆん いってい かくほ  
厚生労働省が求める子どもの健康管理の水準を一定レベル確保するこ  
とはじゅうよう かんが こ みらい ざいさん びやうき そうき  
と重要なことだと考えます。子どもは未来の財産であり、病気の早期  
はっけん かんせんしやう よぼう じゅうよう かくしゆがっこう がいこくじんがっこう がっこう  
発見や感染症の予防は重要なことです。各種学校の外国人学校の学校  
ほけんあんぜんほう もと たいおう かながわけん じっし  
保健安全法に基づく対応はまだできていません。また、神奈川県で実施し  
ていない個別的な助成として、しえん もと  
支援を求める。

ていげんないよう  
提言内容 5 について

がいこくじんがっこう き ふ きん ぜいせいじやう ゆうぐうそ ちたいしやう くに  
外国人学校への寄付金は、税制上の優遇措置対象となっていないく、国  
からのほじよきん せいどじやう さべつ う がいこくじんがっこう かよ こ  
補助金もなく制度上の差別を受けているため、外国人学校に通う子  
どもたち ぶりえき じやうたい ぜせい ひ つづ くに  
ども達が不利益な状態となっている。これを是正するよう引き続き国に  
ようせい おこな ひつよう  
要請を行うことが必要です。

提言7 小学校・中学校の国際教室設置の強化

提言内容

- 1 日本語指導を必要とする外国籍と日本国籍の児童生徒の数の合計を教員加配の算出基準とするよう変更すること。
- 2 国際教室の担当教員の任用内容を定めるためのガイドラインを策定し、育成教育を充実させること。さらに、定期的に学校に訪問し、実施状況を確認し課題を把握し、研修等の実施で、担当教員の質を高めること。
- 3 各自治体で退職した教員を有効活用する育成と体制づくりを行い、国際教室などで活用できる見える支援リソース組織を構築すること。

【施策化の提案】

日本語指導を必要とする外国人児童生徒数も、日本語指導を必要とする日本国籍の児童生徒数も、文科省の調査により明らかとなっている。一方では、日本語指導が行われている児童生徒の割合は、8割程度の状況にある。

小学校・中学校で、普通教室での日本語による学習ができない生徒に対して、国際教室での支援が有効な役割を果たすケースが増えています。しかし、日本語で学習できない児童生徒が5人以上いて子どもが孤立している場合でも国際教室が設置されていないこと、母語による対応の度合いや居場所づくりの面の工夫など教室の質が不十分と思えること、さらに学習支援者を十分に確保できないなどリソースの面において十分とは言えません。

これらの施策を子ども1人ひとりの状況に合わせて行うことにより、学習力が身につく、学力向上が図られ、成人した児童生徒たちが、社会に貢献できる可能性の向上を期待できます。

【理由・背景】

提言内容1について

日本語指導を必要とする子どもが5人以上いても、国際教室が設置されないことがあります。それは、日本国籍を有しているためです。十分な支援がない中で、国際結婚により、日本語での学習が困難な子ども達が増えています。そこで、外国人の子どもだけでなく、日本国籍を有する児童生徒を含めて、日本語で教科学習ができない子どもが5人以上いる場合に国際教室担当教員の加配を受けられるようにすることは有効と

かんが  
考えます。

## ていげんないよう 提言内容 2 について

こくさいきょうしつたんとうきょういん は、にほんごしどう 指導をすすめようとしても、さいしょ は、どこから始めたら良いか分からない状況にあります。そこで、こくさいきょうしつ 国際教室担当教員の業務を明確にすることにより、じゅうじつ 充実した国際教室を実現することが可能になります。こくさいきょうしつたんとうきょういん は、じゅうよう やくわり も重要な役割を持っているのに、それがじゅうぶん 十分に理解されていない状況の現れでもある。

にほんご 日本語フォーラム全国ネットの「たぶん かきょうせいしゃかい 多文化共生社会の実現とそのためのきょういく こうてきほしょう めざ こうべせんげん 教育の公的保障を目指す神戸宣言」などでうたわれるように、だいがく 大学におけるきょういんようせいかてい 教員養成課程を設置することがほんらいひつよう 本来必要であるが、とうめん 当面は、ガイドラインの制定や教員の研修で対応して欲しい。

かながわけんきょういくいいんかいきょういくきょくしえんぶ こ 神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課は、「がいこく 外国につながるのじどう 児童・生徒へのしどうしえん てび 指導支援の手引き」を 2012年6月にさくてい 策定し、そのなかでこくさいきょうしつたんとうきょういん やくわり 国際教室担当教員の役割を紹介している。

このように存在する資料をもとに、ガイドライン、チェックリスト、さらに、こくさいきょうしつたんとうきょういん 国際教室担当教員の育成プログラムを開発することが望ましいとかんが 考える。

また、しゃかい 社会の変化に応じて、こくさいきょうしつ 国際教室でたいおう 対応する内容が変化することもありますので、こくさいきょうしつ おこな 国際教室で行うべき内容をしゅうせい 修正することをねんとう 念頭に、もんたい はっけん 問題を見出し、かくがっこう 各学校のやり方を見直すためのていきてき 定期的なかいかくけんしゅう 改革研修を行うことがゆうこう 有効だとかんが 考える。

## ていげんないよう 提言内容 3 について

たいしよくきょういん 退職教員のかつよう 活用については、ていねんたいしよく 定年退職のほかに、こじんてき 個人的なじじょう 事情でたいしよく 退職する場合もある。きょういく 教育というぶんや 分野のぶんや 専門知識を持った方々が、ちいき 地域にいます。これらのなかには、このせいちょう 子どもの成長をねが 願い異なるたちば 立場でも、かかわりたい意欲のあるたいしよく 退職した教員がいます。

こくさいきょうしつ 国際教室では、かはいきょういん 加配教員のほかに、じどうせいと 児童生徒のぼご 母語にもたいおう 対応できるボランティアのかつよう 活用が進んでいる。しかし、きょうが 教科のこべつ 個別また、しょうしゅうだんしどう 小集団指導には、きょういんしかく も 教員資格を持つ者のてきよう 適用はじゅうよう 重要です。

また、こうりつがっこう 公立学校のきょういく 教育では、きょういん 教員のやくわり 役割はたよう 多様なこども 達にいちりつ 一律のしどう 指導できょうしつうんえい 教室運営することのひじゅう 比重が高いたが 高いようです。ひとり 1人またはすうにん 数人のこどもにフォーカスするあた 新しいうちやれんじ しいチャレンジをしたい方もいます。これらのひとびと 人々をりしよーす ととらえ、がっこう 学校にさーびす 提供をていきよう 提供するじゆうぐみ がゆうこう 有効だと

かんが います。いぶんか はいけい こ ぶく べんきょう  
考えます。異文化を背景とする子どもを含めて、勉強についていけない  
こ こべつ たいおう ひつよう こ たいおう じゅうじつ  
子どもなど個別の対応が必要な子どもへの対応を充実させることができ  
おも  
ると思います。

もんかしょう ねんど にほんご がくしゅう こ  
文科省は、2014年度から、日本語で学習できない子どものために、  
にほんごしどう ひつよう じどうせいと たい とくべつ きょういくかてい どうにゅう  
日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」を導入しまし  
たが、こくさいきょうしつ やくわり じゅうよう かんが  
たが、国際教室の役割はますます重要になると考えます。

しえん そしき かわさきし たいしよくきょういん ふとうこう こ たち  
支援リソース組織については、川崎市の退職教員が不登校の子ども達  
しえん せつりつ とくていひ えいり かつどうほうじんきょういくかつどうそうごう  
を支援するために設立した特定非営利活動法人教育活動総合サポートセ  
ンターにいたく いたく かた きょういくいいんかい ちよくせつたいしよくきょういん  
を募集・育成・派遣するやり方があると考えます。

提言 8 日本語指導が必要な児童生徒の発見充実と「特別の教育課程」の  
実施

提言内容

- 1 日本語指導が必要な児童生徒の早期発見のための意識啓発の講座を行うこと、発見のためのチェックリストの開発を行い、教科を学習するための抽象的な言語を理解しているかどうかを発見するインタビューを担当者に日本語指導推進担当などが行うこと。
- 2 支援が必要な児童生徒に対しては、支援するために必要な背景情報（生まれた国や地域とそこで受けた教育の内容、家庭の中で使用している言語、宿題の指導を家庭でできるかなど）を把握し、学校として支援体制をはかること。
- 3 「特別の教育課程」が施行されたことから日本語で学習できない子どもを対象に法律（学校教育法施行規則）により、取り出し授業による支援を実施するための支援体制を多言語の情報発信で明確にすること。  
「特別の教育課程」によって、日本語指導者となりうる全ての教員が必要とする指導計画立案力と日本語指導力を育成する研修を実施すること。

【施策化の提案】

海外から移住したばかりの外国籍保護者の子どもの発見はより容易です。しかし、保護者が移住してから長い時間が経過している場合や本人が日本で生まれた場合に、日本語での学習ができていない児童生徒の発見が遅れることがあります。

生活に必要なことばを流暢に話せる見えにくい子どもが、中学に入ってからまたは、高校受験を目の前にはじめて発見されることがあります。必要な支援に早期に取り組み、意欲的に学習できる子どもを育成することが重要だと思ふ。

また、「特別の教育課程」が導入されたので、その実施を充実させたい。

【理由・背景】

提言内容 1、2 について

海外から移住した保護者を親に持つ日本生まれの子どもは生活言語として日本語が使えるように見えても、日本人の家庭と同じようなサポートを受けられないため、教育の差がつきやすい。生活言語としての日本語が



つか  
使えるために、問題の認識が遅れてしまう。

そのために、問題を早期発見するための取り組みが必要だと考える。  
たいおう おく おく おく がくとく がいねんてき がくしゅう しゅうとく  
対応が遅れば、遅れるほど、獲得すべき概念的な学習の習得のキャ  
チアップが困難になる。小学校で友達と楽しく遊んでいた子どもが、  
ちゅうがく き わ ざん わ わ あたら まな  
中学に来て割り算が分からないと分かって、新しく学ばないといけな  
きょうが がくしゅう ふそく がくしゅう ほんにん なに  
い教科の学習と不足している学習にはさまれて、本人は何もできなくな  
って途方にくれてしまう。

とく たいせつ かんが しえん ひつようせい はっけん しえん よ  
特に大切な考えとして、支援の必要性を発見したり、支援をより良く  
するために家族の背景など個人的なことに立ち入らなければならないこと  
がある。

そして、日本語で学習するために、個人の努力の自己責任だと突き放  
してはならない。なぜなら、学習できるようになるための道筋を知らな  
いので、努力して成果を出すことはできないからです。

### ていげんないよう 提言内容3について

「がっこうきょういくほうしこうきそく いちぶ かいせい しょうれいなど しこう  
学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」が  
もんかしょう ねん がつ にち きょういくいいんかいきょういくちょう ちじ で  
文科省から 2014年 1月14日に、教育委員会教育長と知事に出ている。  
にほんご のうりよく おう がくしゅう と く もくてき  
日本語の能力に応じ学習に取り組むことができるようにすることを目的  
とする指導をすることが、法律によって定められた。

しどうけいかく さくせい がっこうせっちしゃ とど おこな と だ じゅぎょう  
指導計画を作成し、学校設置者に届けを行い、取り出し授業による  
しどう う じどうせいと がくしゅうひょうが じっし ひつよう  
指導を受けた児童生徒の学習評価を実施することが必要になったので、  
さつきゅう と く  
早急に取り組むこと。

これをじつげん しえんたいせい たげんご じょうほうはっしん めいかく  
実現するための支援体制を多言語の情報発信で明確にすること  
で、日本語指導が必要な児童生徒の保護者が安心できます。

これまできょういん にほんご かん しどうけいかく もと こ  
教員は、日本語に関して指導計画を求められて来なかったの  
で、児童生徒の支援が実現するために、指導計画立案力を育成すること  
を、せっきよくてき じっし  
積極的に実施してほしい。

また、日本語指導力を獲得するために時間を要します。早期の準備が  
ひつよう しどうしゃ きょういん けんしゅう じっし ひつよう かんが  
必要であり、指導者となりうる教員のために研修の実施が必要と考え  
る。

提言9 在県外国人特別募集枠（在県枠）高校の設置基準の見直し

提言内容

- 1 在県枠高校の受験資格の年限数を来日3年以内よりも大きく緩和するとともに、定員枠を増員すること。
- 2 現在、国、県で実施している調査結果に基づき、外国人が多くいる地域に必ず在県枠高校を設置すること。

【施策化の提案】

特色ある学校づくりの枠組みに位置付けられている在県枠高校をより効果を上げ、多くの外国籍の子どもたちに高校進学之道をひらくためにも、在県枠を実施している学校数や定員を増やすとともに、来日3年以内となっている制限を緩和することを要望する。

また現在、文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」や県教育委員会「数値による神奈川県国際教育」の調査結果に基づき、高校に通う対象となる外国籍生徒が多い地域に在県枠高校を設置することを要望する。

このことによって、多くの子どもが高校に進学することにより、職業選択の範囲が広がり、幅広い分野で活躍することが期待できる。

【理由・背景】

提言内容1について

在県枠とは、外国籍の人、日本国籍を取得して間もない人が公立高校を受検する際に、日本人の受検者とは別の定員枠で受検することができる制度で、現在10校で実施し、109名の定員があり、これを設置するには、学校が提案することが基本となっている。

一方、県内に住む外国籍の日本語で学習が円滑にできない子どもの多くは高校に進学することができていないと推定される。

（情報）

公立高校の状況、平成23・24年度の人口及び高校調査情報から下記のように推定する。

高校世代外国人推定数 3,436名

（2012年12月在留外国人統計（旧登録外国人統計）16才から18才

までの神奈川県内合計人数）

公立高校在籍数 1,172名

平成24年度神奈川県学校基本調査結果

高校在学率推定数 34%

(私学の在籍数84名を加えた進学率 36%)

平成24年度の神奈川県全体の高校進学率は、県教育委員会の集計結果では、98%となっている(「平成25年度公立中学校等卒業者の進路状況」集計結果)。

住む地域の高校に行けて、同世代の子どもと学習できることは人間形成上大切なことです。

来日3年以上経過しても、日本人と同じように日本語を習得できている外国籍の子どもは少ないと考えられます。

さらに学習言語を習得するのに、5年から7年かかると言われることを考えると在県枠の来日3年という制限は外国籍の子どもにとってハードルが高い。

(公財)かながわ国際交流財団が実施した「国際教室在籍生徒の進路にかかわるアンケート調査の結果」の2013年の結果によせられた意見によると、「在県枠の「入国後の在留期間が通算3年以内」という基準が厳しすぎる。」「生活言語に不自由しないが、進学に結びつく学習言語の習得には厳しいものがあり、公立の全日制に合格できる生徒が現実的にいない。」「外国につながる生徒に対して学習できる場の機会均等を図って欲しい。」という声が上がっている。

提言内容2について

住む地域の近くの高校で学ぶことによって、外国籍の子どもに対する支援を厚くすることができます。その地域づくりに貢献することも学ぶことができ、社会参加意欲を育てることもできます。

また、先ほどの「国際教室在籍生徒の進路にかかわるアンケート調査の結果」の2013年の結果によると、県内中学校の国際教室在籍の進路状況(地域別)合計198人のうち、横浜市東部(横浜市鶴見区、神奈川区、西区、中区)が81人と一番多いが、在県枠がある高校10校のうち2校、募集人員も109名のうち25名しかない。

中学校の先生方からの課題としても「横浜市東部に在県枠を増やしてもらいたい。」「横浜市東部に在籍している生徒が多いのに、在県枠設置校がほとんどない。通学可能な範囲の高校に在県枠を設置して欲しい。」という声が上がっている。

ちか こうこう い ばあい ざいけんわく おお せっち けんおう い  
近くの高校に行けない場合には、在県枠が多く設置されている県央に行  
くか、ちか ていじせいこうこう い せんたくし じょうきょう が  
近く、近くの定時制高校に行くしかないと選択肢がない状況が変  
を期待します。

けいざいてき かくさ かんわ どうめん つうがく こうつうひ げつ えん  
経済的な格差を緩和するために、当面、通学の交通費が1カ月7,000円  
こ ばあい せたい しゅうにゅう おう ほじょ  
を超える場合、世帯の収入に応じた補助をすること。このことにより、  
つうがくひよう へ きょういく きいん ひんこん れんさ た き  
通学費用を減らすことで、教育に起因する貧困の連鎖を断ち切るため  
も、ゆうよう  
も、有用です。

提言10 異文化を背景とする生徒の高校内の支援充実

提言内容

1 教員の数の内、外国にルーツを持つ人を新設し、その割合を増員させること。その基準として、常勤講師の数を、県内の外国人数の割合を超えるまでの増員を5年程度で実現させること。

2 多文化教育コーディネータを派遣できる高校を増やすと同時に、市立高校も対象とすること。

あわせて、コーディネータを派遣する時間数を充実するとともに、県が支援する通訳及び翻訳の事業充実（予算の増額）を行うこと。

【施策化の提案】

外国籍の子どもは、高校に入ることができても、卒業することは、さらに困難な問題となっています。その根底には、日本語を学習しながら、教科を学習し続けるモチベーションが続かないことが大きな原因と考えられます。

日本語での教科学習がいかに困難なのかを見出すためには、その目を持ち学校運営にかかわる外国にルーツを持つ常勤講師が必要だと考えます。

また、日本語での教科学習が困難な生徒がいる高校には、多文化教育コーディネータを派遣し、支援計画を立案し、支援を推進することで、高校卒業までの寄り添い支援を拡充して欲しいです。そのために、派遣できる高校を増やすと同時に、コーディネータを支援する通訳及び翻訳の事業充実（予算の増額）を行うことが必要です。

さらに、日本語指導が必要な生徒をカバーするまで、日本語指導が必要な生徒に対する教員・非常勤講師の加配を充実させるために、対象を県内の市立高校に広げ、時間数も充実させて欲しいです。

【理由・背景】

提言内容1について

多文化共生を推進するために、その当事者となる教員をさらに強化することが必要と考えます。外国にルーツを持つ常勤講師の実態は不明ですが、著しく低い状況であると考えます。文部科学省の平成24年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」に

よると日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の数や在籍している学校の数は、増えています。

しかし、突然生徒が入学しても、日本人の知識や経験から認識することは困難です。それは、基礎的な知識やリソースに関する情報がなければ、どこから対応を始めたら良いかわからないからです。

学習し続けるモチベーションは、多文化背景を理解できる教員がいることで励みになります。外国籍生徒やその家庭を理解し、外国にルーツを持つ生徒と日本人の生徒に配慮した授業づくり、学校運営における配慮を強化するために、そして多文化共生の高校実現のために、教員の数の内、外国にルーツを持つ人の割合を増員させることが必要だと考えます。

このことにより、外国にルーツを持つ生徒の高校卒業が進むだけでなく、日本人の生徒の多文化理解についても講師からの指導を通じて、異なる考えを知り、自ら行動する経験を積む機会となり、異文化を背景とする人づくりに寄与します。

なお、常勤講師は外国人の教育者として職業的な地位を日本人と区別してしまう制度で、その制度をこの提言で擁護するものではありません。

## 提言内容2 について

現在、高校によっては日本語を母語としない生徒の指導が十分にできないなどの理由により高校に入学しても、卒業が困難な状況です。

神奈川県は、2013年現在、153校中の16校に多文化教育コーディネータを派遣しており、この事業をさらに充実させることが必要です。

多文化教育コーディネータが居ることにより、高校の学習のモチベーションが維持できるという重要な効果があります。日本語で学習できない子どもを卒業まで指導できることで、外国につながりを持つ生徒が社会に貢献でき、豊かな社会づくりに寄与します。

日本語指導が必要な生徒に対する教員・非常勤講師の加配の取組みがあります。正規教員の加配については、海外帰国生徒・外国人生徒の在籍する学校（対象者が5人以上）で、取り出し授業など日本語等の特別な指導を要する学校へ定数措置を行っています。2013年度は、10高校で12名加配している。

また、日本語指導が必要な生徒に対する個別支援授業等が必要な場合で、教員が日本語指導を必要とする生徒に対する個別支援授業を行うことで負担が著しく重くなる場合は、教員の負担軽減のため、非常勤

こうし けんりつこうこう はいち  
講師を県立高校に配置している。

2013年度は、県立高校に対して、週当たり配置時間数は、全日制高校（14校223時間）と定時制高校（17校280時間）を合わせて503時間実施している。

一方、2013年に公開された日本語指導が必要な生徒は、469名います。日本人がいるのは19校、外国人がいるのは37校で、十分にカバーしているとは言えない状況と考えます。そのために、充実のための施策が有効だと考える。

高校内の支援充実について、学校見学、学習会、学習支援者の意見を参考に提言検討を行いました。その考えを検証するために、「外国につながる子どもたちの教育に関する県立高校・県立中等教育学校のアンケート」を実施し、反映しました。

特に、報告したいことは、日本語指導が必要な外国籍・外国につながる生徒についての課題です。

回答を分類すると下記のカテゴリーに分けることができます。

1. 予算・人材の確保
2. 生徒の背景把握
3. 日本語指導方法等
4. 保護者とのコミュニケーション
5. 進路の支援
6. 日本語力定着
7. 取り出し支援
8. 生徒間の関係性
9. 学校種別特有の課題
10. その他

最も重要視されている課題は、支援をするためのリソース（1～3）です。それは、支援する人材（加配、日本語教師）の確保、支援の方法を決定する生徒の背景把握（国籍、在留資格など）、支援のための情報（教授方法など）。

2番目に、保護者とのコミュニケーション、制度の理解と言語が、障壁となっていること。

提言11 (仮称)「かながわ多文化共生教育指針」の策定

提言内容

- 1 (仮称)「かながわ多文化共生教育指針」を策定、周知すること。
- 2 (仮称)「かながわ多文化共生教育指針」に基づく取組みを点検し、結果を公開し是正すること。また「かながわ人権施策推進指針(改定版)」「かながわ国際施策推進指針(第3版)」を着実に推進すること。

【理由・背景】

提言内容1について

「かながわ人権施策推進指針(改定版)」では、人権教育について、4ページに「これまでの人権教育における取組みと成果を踏まえて、県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、人権が真に尊重される地域社会が実現するように次の点を基本とする人権教育を総合的に推進します。」とあり、外国籍幼児・児童・生徒について、同指針の17ページでは、多文化理解を深める教育の方針が定められている。

「かながわ国際施策推進指針(第3版)」では、外国籍児童・生徒について、「13の施策の方向 施策の方向2 外国籍県民がくらしやすい環境づくり」とあり、その中で「外国籍県民の人権の尊重」「外国籍県民の教育機会の拡大」「外国籍児童・生徒の教育の充実」を定められている。

しかし、2つの指針には外国籍児童・生徒の教育を受ける権利を保障することは書かれていません。

また、言葉が通じない、日本の学校の文化を知らない、貧困のためなどのいくつかの困難が重なりあった問題のために、教育を受けることや教育についての情報を知ることができない現状があることも書かれていません。

そこで、県が全ての学校を対象とした外国籍児童・生徒のための指針を作成し、その指針を各学校の先生一人ひとりに外国籍児童・生徒の課題について、認識を持ってもらうことがとても大切と考えます。

内容も、先に書いたことに加えて母語の学習に関すること、一人ひとりの状況に応じた進路指導の必要性、家庭・保護者への支援、在留



資格の研修、地域との連携などが必要と考えます。

## 提言内容 2 について

(仮称)「**かながわ多文化共生教育指針**」に基づいた**多文化共生教育**の行動ができていますか確認すること。

確認した**事実**とその**振り返り**を公開することで、**不足**している**施策**をより**充実**させるとともに、**指針**を改訂・**充実**させること。

また「**かながわ人権施策推進指針(改定版)**」「**かながわ国際施策推進指針(第3版)**」を**着実に推進**すること。

## 「**かながわ人権施策推進指針(改定版)**」(抜粋)

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5877/>)

### 17 ページ

#### 分野別施策の方向

#### 7 外国籍県民

##### (1) 主な取組みの方向

##### オ 多文化理解を深める教育の推進

多文化理解を深めるため、**国籍・文化・民族**等の違いによる**差別**や**偏見**をなくす**教育**を推進します。また、**外国籍幼児・児童・生徒**に対する**教育の充実**を図り、**民族**や**母語**などに**誇り**を持ち、**本名**が**名乗れる教育環境**づくりを支援します。さらに、**日本語**の理解が**十分でない外国**につながる**幼児・児童・生徒**に対し、**教育環境の充実**を図ります。

## 「**かながわ国際施策推進指針(第3版)**」(抜粋)

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f607/>)

### 13 ページ

#### 13の施策の方向

#### 施策の方向 2 外国籍県民がくらしやすい環境づくり

##### 外国籍県民の人権の尊重

**多様な文化と個性**を**尊重**し、**違い**を認め合いながら、**正しい理解**の

とに、**差別**や**偏見**を克服していくため、**人権尊重**の**精神**を**基盤**とした

**教育**を推進します。

##### 外国籍県民の教育機会の拡大

**県立高等学校**への**在県外国人等特別募集枠**の**拡充**など、**支援**に努めると

ともに、**外国人学校**の**卒業生**に対し**大学**などの**教育機関**や**看護師**等**保健**

**医療人材養成施設**への**入学**、**入所資格**が**等しく認められる**よう、**引き続き**

**国へ要望**します。

がいこくせきじどう せいと きょういく じゅうじつ  
外国籍児童・生徒の教育の充実

けんりつこうとうがっこう ざいけんがいこくじんむ にゅうがくしゃせんぼつせつめいかい つうやく  
県立高等学校においては、在県外国人向けの入学者選抜説明会で通訳  
をつけるなどのしえん おこな たいげんごにゅうがくあんない こうりつがっこう  
支援を行います。また、多言語入学案内を公立学校で  
はいふ  
配付します。

がいこくせきせいと にほんごしどう きょうかしどう かいぜん けんりつこうとうがっこう  
外国籍生徒への日本語指導、教科指導を改善するため、県立高等学校  
にサポーターをばけん ざいせき がいこくせきせいと がくしゅうしえん おこな  
派遣するなど、在籍する外国籍生徒への学習支援を行  
います。

こくさいきょうしつ しどうほうほう かいぜん と く  
国際教室などにおける指導方法の改善に取り組みます。

こうりつがっこう がいこく つながる こ ともたち の うけいれたいせい  
公立学校において、「外国につながる子どもたち」の受け入れ体制の  
せいび にほんごしどう きょういくそうだんなどしえん じゅうじつ つと  
整備や、日本語指導、教育相談等支援の充実に努めます。

がいこく こ ふく けいざいてき りゆう  
外国につながる子どもたちを含め、経済的な理由により  
けんりつこうとうがっこうにゅうがくけんていりょうなど ふたん こんなん かた たい げんめんせいどおよ  
県立高等学校入学検定料等の負担が困難な方に対する減免制度及び  
がくし しえん ひつよう こうとうがっこうとう せいと たい むりし しょうがくきん かしつけ  
学資の支援が必要な高等学校等の生徒に対する無利子の奨学金の貸付を  
おこな  
行います。

しちょうそん しちょうそんきょういくいいんかい にほんごがくしゅうしえん と く  
市町村、市町村教育委員会、日本語学習支援に取り組むNGO・N  
POなどをたいしょう せんこうじれい じょうほう きょうゆう  
対象に、プレスクールの先行事例のノウハウや情報を共有  
するためのセミナーなどを開催し、「外国につながる子どもたち」の  
がくしゅうしえん とりく そくしん  
学習支援の取組みを促進します。

2 会議活動状況

(1) 会議開催状況(本会議12回)

かい 回	かいさいび 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
1	2012.11.24 (土曜日) かながわけんちようぼん 神奈川県庁本 ちようしゃ かい 庁舎3階 だいかいぎじょう 大会議場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かながわ国際政策推進懇話会の宮島 喬 会長から、「外国籍県民かながわ会議に期待する」と題して講話があった。</li> <li>・ 事務局から、外国籍県民かながわ会議の目的や運営方法などについて説明があった。</li> <li>・ 今後の会議日程を決定した。</li> <li>・ 委員の自己紹介等を行った。</li> </ul>
2	2013.1.19 (土曜日) かながわけんちようぼん 神奈川県庁本 ちようしゃ かい 庁舎3階 だいかいぎじょう 大会議場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の互選の結果、委員長に温 耀権委員を、副委員長に愛澤 孝一 ジョゼー委員と中村 ノーマン委員をそれぞれ選出した。</li> <li>・ 第8期(2年間)の会議の進め方について協議した。</li> <li>・ 各委員から、第8期で話し合いたいテーマについて、発表した。</li> <li>・ 第3回会議の会場を決定した。また、第4回会議は4月又は5月に開催することとし、後日日程調整を行うこととした。</li> </ul>
3	2013.3.10 (日曜日) ちきゆうしみん 地球市民かなが わプラザ かい 1階 だいかいぎしつ 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員が第8期会議で話し合いたいテーマについて整理をして、テーマの分類を行った。</li> <li>・ 協議の結果、第8期は2つの部会(社会生活部会、教育文化部会)を設けることとし、出席委員の所属を決定した。欠席委員については後日、意向を確認することとした。</li> <li>・ 部会別に協議を行い、互選の結果、社会生活部会長に熊 亜丁委員を、教育文化部会長に中村ノーマン委員をそれぞれ選出した。</li> <li>・ 部会ごとに、次回会議で検討することや、次回までに準備をしておくことなどについて協議した。</li> </ul>

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
4	2013.5.18 (土曜日) かながわ県民セ ンター12階第一 かいぎしつ 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各<sup>かく</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>に分<sup>わ</sup>かれて協<sup>きょう</sup>議<sup>ぎ</sup>を行<sup>おこな</sup>った。</li> <li>・ 教<sup>きょう</sup>育<sup>いく</sup>文<sup>ぶん</sup>化<sup>か</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>では、国<sup>こく</sup>際<sup>さい</sup>教<sup>きょう</sup>室<sup>しつ</sup>につい<sup>て</sup>の協<sup>きょう</sup>議<sup>ぎ</sup>を行<sup>おこな</sup>った。</li> <li>・ 社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>では、そ<sup>れ</sup>ぞ<sup>れ</sup>の提<sup>てい</sup>案<sup>あん</sup>につい<sup>て</sup>各<sup>かく</sup>委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup>からの説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>が行<sup>おこな</sup>われた。</li> <li>・ 部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>ご<sup>と</sup>に、次<sup>じ</sup>回<sup>かい</sup>会<sup>かい</sup>議<sup>ぎ</sup>で検<sup>けん</sup>討<sup>とう</sup>するこ<sup>と</sup>や、次<sup>じ</sup>回<sup>かい</sup>ま<sup>で</sup>に準<sup>じゅん</sup>備<sup>び</sup>を<sup>し</sup>てお<sup>く</sup>こ<sup>と</sup>な<sup>ど</sup>につい<sup>て</sup>協<sup>きょう</sup>議<sup>ぎ</sup>した。</li> </ul>
5	2013.7.21 (日曜日) かながわ県民セ ンター12階第一 かいぎしつ 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各<sup>かく</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>に分<sup>わ</sup>かれて協<sup>きょう</sup>議<sup>ぎ</sup>を行<sup>おこな</sup>った。</li> <li>・ 教<sup>きょう</sup>育<sup>いく</sup>文<sup>ぶん</sup>化<sup>か</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>では、外<sup>がい</sup>国<sup>こく</sup>人<sup>じん</sup>学<sup>がく</sup>校<sup>こう</sup>につい<sup>て</sup>の協<sup>きょう</sup>議<sup>ぎ</sup>を行<sup>おこな</sup>った。</li> <li>・ 社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>では、そ<sup>れ</sup>ぞ<sup>れ</sup>の提<sup>てい</sup>案<sup>あん</sup>につい<sup>て</sup>各<sup>かく</sup>委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup>からの説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>が行<sup>おこな</sup>った。</li> <li>・ 部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>ご<sup>と</sup>に、次<sup>じ</sup>回<sup>かい</sup>会<sup>かい</sup>議<sup>ぎ</sup>で検<sup>けん</sup>討<sup>とう</sup>するこ<sup>と</sup>や、次<sup>じ</sup>回<sup>かい</sup>ま<sup>で</sup>に準<sup>じゅん</sup>備<sup>び</sup>を<sup>し</sup>てお<sup>く</sup>こ<sup>と</sup>な<sup>ど</sup>につい<sup>て</sup>協<sup>きょう</sup>議<sup>ぎ</sup>した。</li> </ul>
6	2013.9.7 (土曜日) かながわ県民セ ンター12階第一 かいぎしつ 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各<sup>かく</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>に分<sup>わ</sup>かれて協<sup>きょう</sup>議<sup>ぎ</sup>を行<sup>おこな</sup>った。</li> <li>・ 教<sup>きょう</sup>育<sup>いく</sup>文<sup>ぶん</sup>化<sup>か</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>では、高<sup>こう</sup>校<sup>こう</sup>教<sup>きょう</sup>育<sup>いく</sup>の充<sup>じゅう</sup>実<sup>じつ</sup>につい<sup>て</sup>の協<sup>きょう</sup>議<sup>ぎ</sup>を行<sup>おこな</sup>った。</li> <li>・ 社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>では、提<sup>てい</sup>言<sup>げん</sup>と<sup>し</sup>て取<sup>と</sup>り上<sup>あ</sup>げるテ<sup>ま</sup>とそ<sup>の</sup>執<sup>しつ</sup>筆<sup>びつ</sup>者<sup>しゃ</sup>を<sup>けつ</sup>定<sup>てい</sup>した。</li> <li>・ 次<sup>じ</sup>回<sup>かい</sup>会<sup>かい</sup>議<sup>ぎ</sup>で各<sup>かく</sup>自<sup>じ</sup>が執<sup>しつ</sup>筆<sup>びつ</sup>した提<sup>てい</sup>言<sup>げん</sup>素<sup>そ</sup>案<sup>あん</sup>を<sup>もと</sup>に<sup>ぎ</sup>ろ<sup>ん</sup>するこ<sup>と</sup>や、そ<sup>の</sup>準<sup>じゅん</sup>備<sup>び</sup>を<sup>し</sup>てお<sup>く</sup>こ<sup>と</sup>な<sup>ど</sup>につい<sup>て</sup>協<sup>きょう</sup>議<sup>ぎ</sup>した。</li> </ul>
7	2013.11.30 (土曜日) かながわ県民セ ンター12階第一 かいぎしつ 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各<sup>かく</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>に分<sup>わ</sup>かれて議<sup>ぎ</sup>論<sup>ろん</sup>を行<sup>おこな</sup>った。</li> <li>・ 全<sup>ぜん</sup>体<sup>たい</sup>で、提<sup>てい</sup>言<sup>げん</sup>と<sup>し</sup>て取<sup>と</sup>り上<sup>あ</sup>げるテ<sup>ま</sup>の概<sup>がい</sup>要<sup>よう</sup>説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>と<sup>い</sup>けん<sup>こう</sup>かん<sup>おこな</sup>意見<sup>いけん</sup>交<sup>こう</sup>換<sup>かん</sup>を行<sup>おこな</sup>った。</li> </ul>

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
8	2014.2.1 (土曜日) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ1階 だいかいぎしつ 大会議室	<p>1 かながわ国際政策推進懇話会との合同会議 ・外国籍県民かながわ会議において協議中の提言素案について、かながわ国際政策推進懇話会と外国籍県民かながわ会議の委員が意見交換を行った。</p> <p>2 外国籍県民かながわ会議単独会議 ・次回会議（2014年3月21日、金曜日）のオープン会議の流れや役割分担について協議した。</p>
9	2014.3.21 (金曜日) ちきゅうしみん 地球市民かなが わプラザ1階 だいちゅうかいぎしつ 大・中会議室	<p>1 外国籍県民かながわ会議の提言素案の発表 ・社会生活部会、教育文化部会から、それぞれ提言素案の概要を発表した。</p> <p>2 提言素案についての意見聴取 ・発表した提言素案について、会場参加者（県民）から意見を伺った。</p>
10	2014.4.26 (土曜日) かながわけんみん かながわ県民セ ンター12階第一 かいぎしつ 会議室	<p>・提言素案について、第9回（かながわ国際政策推進懇話会との合同会議）及び第10回（オープン会議での会場からの意見）で出された意見を確認しながら、今後の検討事項について協議を行った。</p>
11	2014.8.3 (日曜日) かながわけんみん かながわ県民セ ンター12階第一 かいぎしつ 会議室	<p>全体で次の次項を協議した。</p> <p>・最終報告書の構成</p> <p>・最終報告書に採用する提言項目を決定し、内容</p> <p>・提言にならなかったものの扱い</p>
12	2014.9.13 (土曜日) かながわけんみん かながわ県民セ ンター12階第一 かいぎしつ 会議室	<p>・報告書（案）について確認した。</p> <p>・報告書の副題（タイトル）について決定した。</p> <p>・今後、校正を行い、報告書を確定させることを決定した。</p>

おも ちょうさかつどうとう  
 (2) 主な調査活動等

ひづけ 日付	ばしょ 場所	ないよう 内容
2013.4.27	よこはまやまて 横浜山手 ちゅうかがっこうけんがく 中華学校見学	がっこう れきし ふく しょうかい おんがく ・学校の歴史を含めた紹介のあと、音楽、 すうがく じゅぎょう ようちえん じゅぎょう けんがく 数学の授業、幼稚園の授業を見学した。 さいがいじ ひなんじょ しみんむ こうぎ 災害時の避難所であることや市民向けの講座 が開催されていることを知った。
2013.6.13	よこはましりつ 横浜国立 みなとちゅうがっこうけんがく 港中学校見学	こくさい きょうしつ けんがく ちゅうがく きょういん ・国際教室を見学。中学の教員が、 ちゅうごくご えいご おし がいこくじん がくしゅう 中国語で英語を教えることや外国人の学習 しえん にほんごしどう 支援サポーターが日本語指導をおこなってい た。見学後に、意見交換を行った。
2013.6.15	かながわちようせん 神奈川朝鮮 ちゅうこうきゅう 中高級 がっこうけんがく 学校見学	こうかいじゅぎょうび ちょうせんご がくしゅう ようす ・公開授業日に、朝鮮語による学習の様子 けんがく じゅぎょう あと を見学した。授業の後、シンポジウムに さんか しゅうりょうご がっこう いけん こうかん おこな 参加し、終了後に学校と意見交換を行っ た。
2013.7.11	ほうじん NPO法人 きょういく かつどう そうごう 教育活動総合サ ポートセンター けんがく 見学	ふとうこう こ たち しえん たいしよく ・不登校の子ども達を支援するために退職 こうちよう せつりつ だんたい おお たいしよくきょういん 校長が設立した団体。多くの退職教員、 だいがくせい こ しえん 大学生などが、センターで子どもの支援をし ている。学校の中で、国籍に関係なく支援が ひつよう こ しえん 必要な子どもを支援しているとのこと。
2013.8.31	きょういくぶんかぶかい 教育文化部会 がくしゅうかい 学習会	つばや よこはましりつ だいがく じゅんきょうじゅ かながわけん ・坪谷横浜市立大学 准教授に神奈川県 こうこう しえん じょうきょう ほうこく 高校の支援状況を報告してもらい、意見 こうかん おこな 交換を行った。
2013.9.7	にゅうかんほうべんきょうかい 入管法勉強会	にゅうかんほう がいよう べんきょうかい おこな ・入管法の概要について勉強会を行っ た。
2013.9.21	よこはまちゅうががくいん 横浜中華学院	がっこう れきし ふく しょうかい こうしゃ ・学校の歴史を含めた紹介のあと、校舎や じゅぎょう けんがく 授業を見学した。
2013.9.23	こうざい (公財)かなが わ国際交流財団 説明会	こくさいこうりゅうざいだん ざいだん じぎょう ・かながわ国際交流財団から財団の事業を せつめい 説明してもらった。
2013.10.9	けんりつ つるみ 県立鶴見 そうごうこうこうけんがく 総合高校見学	ほ ごきょうしつ ほけん にほんご と だ じゅぎょう ・母語教室、保健・日本語の取り出し授業 けんがく たんとう きょういん いけん こうかん おこな を見学し、担当の教員と意見交換を行っ た。

ひづけ 日付	ばしょ 場所	ないよう 内容
2013.11.17	かわさきしがいこくじん 川崎市外国人 しみん だいひょうしゃ かいぎ 市民 代表者 会議 2013 ねんど 年度 オープ ンかいぎさんか ン会議参加	かわさきし かいさい しみん だいひょうしゃ かいぎ 川崎市が開催する市民代表者会議のオープ ンかいぎさんか ン会議に参加した。
2013.12.29	がくどう 学童・モモ ほいくしつ 保育室	ていげんそあん おこな ・提言素案のブラシュアップを行った。
2014.2.23	けんりつ ちきゅう しみん 県立 地球 市民 か ながわプラザ	ていげんそあん ・提言素案のブラシュアップを行うとともに、 オープンかいぎ やくわ ぶんたんとう ン会議の役割り分担等について ぎろん 議論した。
2014.6.23	かながわ けんみん 県民セ ンター	ていげんそあん おこな ・提言素案のブラシュアップを行った。
2014.7.19	かながわ けんみん 県民セ ンター	ていげんそあん おこな ・提言素案のブラシュアップを行った。

(3) こうほうかつどう・そのたのかつどう  
広報活動・その他の活動

かつどうじき 活動時期	おも かつどうないよう 主な活動内容
2013. 9 月から 2014. 5 月	・「あーすフェスタかながわ 2014 じっこういいんかい さんか 実行委員会」に参加 あーすフェスタかながわ 2014 ( かいさいび ねん がつ 開催日：2014年 5 月 17 にち 18日 )
2013.11月から 2013.12月	・外国につながる子どもたちの教育に関する県立高校・ けんりつちゅうとうきょういっくがっこう じっし 県立中等教育学校のアンケートを実施
2014. 2 月	・オープンかいぎ かいさいび ねん がつ にち ン会議 ( 開催日：2014年 3 月 21日 ) のチラシ さくせい はっこう 作成・発行
2014. 8 月	・平成26年度「外国につながりを持つ子どもの支援のため のネットワークかいぎ ちょうさけっか ほうこく 会議」で調査結果を報告

### 3 調査活動結果

「外国籍県民かながわ会議」による外国につながる子どもたちの教育に関する県立高校・県立中等教育学校のアンケート結果について（報告）

1 調査時期 平成25年11月から12月

2 調査方法 アンケート方式

3 調査対象 県立高校、県立中等教育学校 合計 166校  
(全日制 144校、定時制 20校、通信制 2校)

回答数	合計	149校	回答率	89.8%
	全日制	129校	回答率	89.6%
	定時制	19校	回答率	95.0%
	通信制	1校	回答率	50.0%

4 調査目的

第8期外国籍県民かながわ会議において、「高校教育の充実」の提言をまとめるにあたり、外国につながる子どもたちの実情を把握し、会議の議論の基礎資料とするため

5 調査概要

(1) 在籍生徒総数	107,939人	
(2) 日本語指導が必要な生徒数	451人	0.4%
(3) うち外国籍生徒数	378人	83.8%
(4) うち日本国籍生徒数	55人	12.2%

日本語指導が必要な生徒数と外国籍、日本国籍の差 18名については、ある高校について国籍等の調査していないため外国籍、日本国籍どちらにも入っていません。



(5) 日本語指導が必要な外国籍生徒の母語別在籍状況

中国語が半分を占め、続いて、フィリピン語15%、ベトナム語12%となっている。

げんご 言語	ちゅうごくご 中国語	フィリ ピ ノ語	ベトナ ム語	スペイ ン語	ポルド ガル語	かんこく 韓国・ ちようせんご 朝鮮語	えいご 英語	その他	ごうけい 合計
にんずう 人数	193	58	44	18	13	7	3	42	378
ひりつ 比率	51.3%	15.3%	11.6%	4.8%	3.4%	1.9%	0.8%	11.1%	

タガログ語を含む。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する支援状況（複数回答可）

「取り出し授業」が29校17%と最も多く、次いで「学習用プリントにルビ振り」「進路面談時に通訳を手配」19校11%となっている。

(7) 日本語指導が必要な生徒の保護者に対する支援状況（複数回答可）

「進路面談時に通訳を手配」が24校29%と最も多く、次いで「学校の制度等を紹介時に通訳を手配」が16校20%さらに「保護者に配布する用紙にルビ振り」が12校15%となっている。

(8) 教職員の研修（複数回答可）

「個別支援授業を実施していない科目での留意点（ルビ振りなど）」が15校21%と最も多く、次いで「外国籍生徒の法的な手続き」が12校17%、「外国につながりにある生徒への支援の概要の確認」が12校17%となっている。

(9) 課題（複数回答可）

日本語（学習言語）習得のための支援の充実や人的・予算の拡充といったものが多い。

(10) 日本語指導が必要な生徒が入学したことにより他の生徒や教職員にいい影響があった（複数回答可）

日本語指導が必要な生徒が入学したことにより、外国や異文化に理解が深まる一方、真摯に学習する姿が他の生徒にいい影響があったという回答があった。

とい せいとすう せいとすう せいとすう  
問 1 生徒数 107,939名

とい にほんごしどう ひつよう せいとすう  
問 2 日本語指導が必要な生徒数  
なし 117校  
あり 32校 451名

とい にほんごしどう ひつよう がいこくせきせいとすう  
問 3 日本語指導が必要な外国籍生徒数  
なし 4校  
あり 28校 378名

とい にほんごしどう ひつよう にほんこくせき せいとすう  
問 4 日本語指導が必要な日本国籍の生徒数  
なし 8校  
あり 15校 55名

とい にほんごしどう ひつよう がいこくせきせいとすう ぼごべつざいせきじょうきょう  
問 5 日本語指導が必要な外国籍生徒の母語別在籍状況

	げんご 言語	にんずう 人数	ひりつ 比率
1	ちゅうごくご 中国語	193	51.1%
2	フィリピン語	58	15.3%
3	ベトナム語	44	11.6%
4	スペイン語	18	4.8%
5	ポルトガル語	13	3.4%
6	かんこく ちょうせんご 韓国・朝鮮語	7	1.9%
7	えいご 英語	3	0.8%
	その他	42	11.1%
	ごうけい 合計	378	

こくせき 国籍	にんずう 人数	ひりつ 比率
ちゅうごく 中国	52,518	32.7%
かんこく 韓国 ちょうせん 朝鮮	29,854	18.6%
フィリピン	17,911	11.2%
ブラジル	8,304	5.2%
ベトナム	7,124	4.4%
ペルー	6,404	4.0%
べいこく 米国	4,659	2.9%
その他	33,831	21.1%
ごうけい 合計	160,605	

(参考) 2014(平成26)年1月1日現在県内外国人数

タガログ語を含む。

問6 日本語指導が必要な外国籍・外国につながるの生徒に対し、どのような支援を行っていますか。該当するもの全てにチェックをつけて下さい。  
(複数回答)

とだじゅぎょう 取り出し授業	29校	16.8%
がくしゅうよう 学習用プリントにルビ振り	19校	11.0%
しんろめんたんときつうやくてはい 進路面談の時に通訳を手配	19校	11.0%
にほんごりよくちようさ 日本語力調査	18校	10.4%
ほんにんらいにちけいいきとちようさ 本人の来日経緯など聞き取り調査	18校	10.4%
せいとはいふようし 生徒に配布する用紙のルビ振り	13校	7.5%
つうやくがっこうせいどとうしょうかい 通訳をつけた学校の制度等を紹介	12校	6.9%
がいこくせいとごうりゅうかい 外国につながるの生徒交流会	10校	5.8%
たぶんかごうりゅうたいけん 多文化交流体験	8校	4.6%
がっこううけいほうしん 学校の受入れ方針がある	7校	4.0%
がくしゅうしえんちいきれんけいおこな 学習などを支援するための地域連携を行っている	4校	2.3%
ぼごまなじゅぎょう 母語を学ぶ授業	2校	1.2%
むずかようごぼごかいせつようごしゅうじゅんぴ 難しい用語を母語で解説した用語集を準備	2校	1.2%
とくおこな 特に行っていない	1校	0.6%
せいとはいふようしぼごきさい 生徒に配布する用紙を母語で記載	0校	0.0%
た その他	11校	6.4%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化教育コーディネーター</li> <li>・学習支援および日本語学習のための放課後補習</li> <li>・「日本語」の授業、学習サポート など</li> </ul>		

問7 日本語指導が必要な外国籍・外国につながる生徒の保護者に対し、  
どのような支援を行っているのか（複数回答）

進路面談の時に通訳を手配	24 校	29.3%
通訳をつけた学校の制度等を紹介	16 校	19.5%
保護者に配布する用紙のルビ振り	12 校	14.6%
生徒の在留資格を考慮しながら、今後の生徒のキャリアを生徒と一緒に検討する	7 校	8.5%
新入生の保護者懇談会	7 校	8.5%
特にっていない	6 校	7.3%
保護者に配布する用紙を母語で記載	3 校	3.7%
PTAでの研修会	1 校	1.2%
その他	6 校	7.3%
・入学時配布資料の翻訳 など		

問8 教職員の研修内容（複数回答）

多文化共生の意識啓発	15 校	21.4%
外国につながる生徒への支援の概要の確認 （保護者での面談での学習サポートなど）	12 校	17.1%
個別支援授業を実施していない科目でのルビ振りなど	11 校	15.7%
在留資格と就業について（在留カード携帯義務・ 紛失時の対応・通訳依頼、在留延長申請など）	10 校	14.3%
特にっていない	7 校	10.0%
外国籍生徒の法的な手続き（家族滞在と永住・定住の 違い、通訳依頼、在留資格と進路指導での留意点など）	4 校	5.7%
外国につながる生徒の進学と奨学金制度（奨学金 の申請資格など）	4 校	5.7%
その他	7 校	10.0%
・外国につながる生徒への教科学習支援 ・取り出し授業担当教員の情報交換 など		

(2) 地域別 日本語指導が必要な生徒数等 (詳細版)

この資料における地域区分

- 横浜市東部 (鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区)
- 横浜市西部 (保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区)
- 横浜市南部 (港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区)
- 横浜市北部 (港北区、緑区、青葉区、都筑区)
- 川崎市 (川崎市全域)
- 相模原市 (相模原市全域)
- 横須賀三浦 (横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)
- 県央 (厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村)
- 湘南 (平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町)
- 県西 (小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町)

教育課程別 日本語指導が必要な生徒が在籍している学校数、人数

教育課程別	全日制	定時制	通信制	合計
学校数	16	16	0	32
人数	239	212	0	451

ちいきべつ 地域別 にほんごしどう ひつよう せいとすうどう 日本語指導が必要な生徒数等

ちいきめい 地域名	にほんごしどう 日本語指導が ひつよう せいとすう 必要な生徒数	がいこくせきせいとすう 外国籍生徒数	にほんせきせいとすう 日本籍生徒数	がっこうかず 学校数	さんこう 参考 ざいけんわくこうすう 在県枠校数
よこはましとうぶ 横浜市東部	156	128	10	5	2
けんおう 県央	94	61	33	4	4
さがみはらし 相模原市	64	58	6	6	3
しょうなん 湘南	49	44	5	6	1
よこはましなんぶ 横浜市南部	34	34	0	2	-
よこはましせいぶ 横浜市西部	27	27	0	1	-
よこすかみうら 横須賀三浦	12	12	0	2	-
よこはましほくぶ 横浜市北部	9	8	1	2	-
けんせい 県西	4	4	0	2	-
かわさきし 川崎市	2	2	0	2	-
ごうけい 合計	451	378	55	32	9

にほんごしどう ひつよう せいとすう がいこくせき にほんこくせき さ めい  
日本語指導が必要な生徒数と外国籍、日本国籍の差 18名については、あ  
るこうこう くにせきとう ちょうさ がいこくせき にほんこくせき  
る高校について国籍等の調査していないことから外国籍、日本国籍どちらに  
はい  
も入っていません。

ざいけんがいこくじんなどくべつぼしゅうわく よこはましりつ いがい いっこう  
在県外国人等特別募集枠には横浜市立がこれ以外に1校あります。

ちいきべつ ほごべつがいこくせきせいとざいせきすう  
地域別 母語別外国籍生徒在籍数

	よこはまし 横浜市 とうぶ 東部	けんあう 県央	さがみはらし 相模原市	しょうなん 湘南	よこはまし 横浜市 なんぶ 南部	よこはまし 横浜市 せいぶ 西部	よこすか 横須賀 みうら 三浦	よこはまし 横浜市 ほくぶ 北部	けんせい 県西	かわさきし 川崎市	ごうけい 合計
ちゅうごくご 中国語	94	20	37	11	22	1	2	2	3	1	193
フィリピン語	14	12	9	1	6	7	4	3	1	1	58
ベトナム語	2	12	4	12	0	11	2	1	0	0	44
スペイン語	4	2	2	6	2	1	1	0	0	0	18
ポルトガル語	2	2	0	5	2	1	0	1	0	0	13
かんこく 韓国・ ちょうせんご 朝鮮語	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	7
えいご 英語	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
その他	8	11	6	8	2	6	0	1	0	0	42
ごうけい 合計	128	61	58	44	34	27	12	8	4	2	378

さんこう 1 がっこうしゅべつ ひかく  
参考1 学校種別による比較

	がっこうすう 学校数	にほんごしどう 日本語指導が ひつよう 必要な生徒数	がいこくせき 外国籍 せいとすう 生徒数	にほんこくせき 日本国籍 せいとすう 生徒数	がいこくせきせいとほごべつざいせきじょうきょう 外国籍生徒母語別在籍状況							
					ちゅうごくご 中国語	フィリ ピン語	ベトナ ム語	スペイ ン語	ポルト ガル語	かんこく 韓国・ ちょうせんご 朝鮮語	えいご 英語	その他
ざいけんわく 在県枠	8	246	200	46	117	27	19	5	3	7	0	22
ていじせい 定時制	15	172	167	5	74	26	24	12	9	0	3	19
ぜんにちせい 全日制	9	33	11	4	2	5	1	1	1	0	0	1
ごうけい 合計	32	451	378	55	193	58	44	18	13	7	3	42

さんこう ざいけんがいこくじんなどくべつほしゅうわくごうかくじょうきょう  
**参考 2 在県外国人等特別募集枠合格状況**

	がっこうめい 学校名	ていいん 定員	2011 ごうかくしゃすう 合格者数	2012 ごうかくしゃすう 合格者数	2013 ごうかくしゃすう 合格者数
よこはまし 横浜市 とうぶ 東部	けんりつ つるみ そうごうごうこう 県立鶴見総合高校	15	15	15	15
	けんりつ かながわ そうごうごうこう 県立神奈川総合高校	10	10	10	10
しょうなん 湘南	けんりつ ひらつかしやうふうごうこう 県立平塚湘風高校	10	7	6	9
さがみはらし 相模原市	けんりつ さがみはらせいりょうごうこう 県立相模原青陵高校	10	10	6	10
	けんりつ はしもとごうこう 県立橋本高校	10	10	10	10
けんおう 県央	けんりつ ありまごうこう 県立有馬高校	10	6	8	10
	けんりつ ざま そうごうごうこう 県立座間総合高校	10	10	8	10
	けんりつ あいかわごうこう 県立愛川高校	10	3	2	4
	けんりつ さがみこうようかんごうこう ていじせい 県立相模向陽館高校(定時制) ごぜんぶ 午前部	10	6	8	9
	けんりつ さがみこうようかんごうこう ていじせい 県立相模向陽館高校(定時制) ごごぶ 午後部	10	2	3	1
よこ ほか 横・他	よこはましりつよこはまししょうぎょうごうこう 横浜市立横浜商業高校	4	4	4	4

こうえきざいだんほうじん こくさいこうりゅうざいだん こくさいきょうしつざいせきせいと ちょうさけっか  
 (公益財団法人かながわ国際交流財団 国際教室在籍生徒にかかわるアンケート調査結果よ  
 り作成)



(3) 外国籍県民かながわ会議 教育文化部会アンケート用紙

がっこうめい  
学校名 \_\_\_\_\_

ぜんにちせい      ていじせい      つうしんせい  
全日制            定時制            通信制

たんとくしゃめい  
担当者名 \_\_\_\_\_  
れんらくさき  
連絡先 \_\_\_\_\_

がいとう      かしよ      にゅうりよく  
該当する箇所に1を入力してください。

とい      きこう      せいとすう      なんめい      めい  
問1 貴校の生徒数は何名ですか。 \_\_\_\_\_ 名  
    (「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況に関する調査(平成24  
    年度)」時点。以下問5まで同じ)

とい      にほんごしどう      ひつよう      せいと      なんにん  
問2 日本語指導が必要な生徒は、何人いますか。  
    なし \_\_\_\_\_ 名  
    なしの場合は、ここまでで結構です。ご協力ありがとうございました。

とい      とい      かいとう      にほんごしどう      ひつよう      がいこくせき      せいと      なんめい  
問3 問2でご回答いただいたうち、日本語指導が必要な外国籍の生徒は何名  
    いますか。  
    なし \_\_\_\_\_ 名

とい      とい      かいとう      にほんごしどう      ひつよう      にほんこくせき      せいと  
問4 問2でご回答いただいたうち、日本語指導が必要な日本国籍の生徒は  
    何名いますか。  
    なし \_\_\_\_\_ 名

とい      にほんごしどう      ひつよう      がいこくせき      せいと      ぼ      ご      べつざい      せき      じょうきょう      きょうじくだ  
問5 日本語指導が必要な外国籍生徒の母語別在籍状況はご教示下さい。  
ポルトガル語 \_\_\_\_\_ 名      スペイン語 \_\_\_\_\_ 名      中国語 \_\_\_\_\_ 名  
フィリピン語 \_\_\_\_\_ 名      ベトナム語 \_\_\_\_\_ 名      英語 \_\_\_\_\_ 名  
韓国・朝鮮語 \_\_\_\_\_ 名      その他 \_\_\_\_\_ 名  
    タガログ語を含む

とい 日本語指導が必要な外国籍・外国につながるの**ある生徒**に対し、どのよ  
 うな**支援**を行っていますか。該当するもの**全て**に**チェック**をつけて下さい。  
 特に**行っていない** **学校の受入れ方針**がある **日本語力調査**  
**本人の来日経緯**や**現在の状況**などの**聞き取り調査**  
**取り出し授業** **母語を学ぶ授業**  
**学習用プリント**に**ルビ振り**  
**学習**するにあたって**難しい用語**を**母語**で**解説**した**用語集**を**準備**  
**多文化交流体験** **外国につながるの**ある生徒**交流会**  
**通訳**をつけた**学校の制度等**を**紹介** **進路面談**の時に**通訳**を手配  
**生徒**に**配布**する**用紙**の**ルビ振り** **生徒**に**配布**する**用紙**を**母語**で**記載**  
**学習**などを**支援**するための**地域連携**を**行っている**  
 その他（**具体的な内容**をご記入ください）

[ ]

とい 日本語指導が必要な外国籍・外国につながるの**ある生徒**の**保護者**に対し、  
 どのような**支援**を行っていますか。該当するもの**全て**に**チェック**をつけて  
 ください。  
 特に**行っていない**  
**生徒**の**在留資格**を**考慮**しながら、**今後の生徒**の**キャリア**を**生徒**と**一緒**  
**に検討**する  
**通訳**をつけた**学校の制度等**を**紹介** **進路面談**の時に**通訳**を手配  
**保護者**に**配布**する**用紙**の**ルビ振り**  
**保護者**に**配布**する**用紙**を**母語**で**記載** **PTA**での**研修会**  
**外国**につながるの**ある新入生**の**保護者懇談会**  
 その他（**具体的な内容**をご記入ください）

[ ]

とい 教職員の**研修**はどのようなことを**行っていますか**。  
 特に**行っていない** **多文化共生**を**推進**するための**意識啓発**  
**個別支援授業**を実施していない**科目**での**留意点**（**ルビ振り**など）

がいにく せいと しえん がいよう かくにん ほごしや めんだん  
外国につながるのがある生徒への支援の概要の確認（保護者での面談での  
がくしゅう  
学習サポートなど）  
がいにくせき せいと ほうてき てつづ ざいりゅう けいたい ぎ む ふんしつどき たいあう  
外国籍生徒の法的な手続き（在留カード携帯義務・紛失時の対応・  
つうやくいらい ざいりゅうえんちようしんせい  
通訳依頼、在留延長申請など）  
ざいりゅうしかく しゅうぎょう かぞくたいざい えいじゅう ていじゅう ちが ざいりゅう  
在留資格と就業について（家族滞在と永住・定住の違い、在留  
しかく しんるしどう りゅういてん  
資格と進路指導での留意点など）  
がいにく せいと しんがく しょうがくきんせいど しょうがくきん しんせいしかく  
外国につながるある生徒の進学と奨学金制度（奨学金の申請資格など）  
た くたいてき ないよう きにゅう  
その他（具体的な内容をご記入ください）

[ ]

とい きこう にほんごしどう ひつよう がいにくせき がいにく せいと かだい  
問9 貴校で日本語指導が必要な外国籍・外国につながる生徒について課題と  
かなが なに じゅう か  
考えていることは何ですか。ご自由にお書きください。

[ ]

とい きこう にほんごしどう ひつよう がいにくせき がいにく せいと にゅうがく  
問10 貴校に日本語指導が必要な外国籍・外国につながるのがある生徒が入学  
したことにより、他の生徒や教職員に対し、いい影響があったということ  
があればご記入下さい。

[ ]

さんこうしりょう  
4 参考資料

けんないがいこくじんとうろくしゃす すい  
(1) 県内外国人登録者数の推移

市(区)町村別主要国籍(出身地)別外国人数(2014(平成26)年1月1日現在)															国籍数	160カ国
	全国籍 合計	中国	韓国・ 朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム	ペル-	米国	タイ	インド	台湾	ネパール	インドネシア	カボネシア	その他 147カ国	
県合計	160,605	52,518	29,854	17,911	8,304	7,124	6,404	4,659	3,600	3,326	3,149	1,812	1,625	1,551	18,768	
横浜市	75,283	31,231	13,994	6,642	2,430	2,168	1,284	2,197	1,456	1,694	1,853	1,052	758	326	8,198	
鶴見区	9,482	3,433	1,681	1,056	1,099	158	422	102	113	152	187	199	77	2	801	
神奈川区	4,880	2,151	1,056	364	72	82	29	160	67	51	108	198	59	12	471	
西区	3,526	1,518	614	215	20	101	43	143	74	36	76	113	38	2	533	
中区	14,892	8,232	2,322	745	104	47	42	566	297	355	571	104	44	24	1,439	
南区	7,584	3,477	1,658	970	29	64	61	113	233	126	236	47	63	3	504	
港南区	2,055	759	566	220	35	44	18	64	55	28	38	22	24	2	180	
保土ヶ谷区	4,202	1,917	748	399	25	105	10	64	51	207	70	91	58	5	452	
旭区	2,039	728	468	266	19	68	26	49	61	4	34	32	14	52	218	
磯子区	3,218	1,439	571	344	204	14	103	86	51	43	80	28	14	2	239	
金沢区	2,183	630	399	193	111	63	292	90	46	15	32	25	39	1	247	
港北区	5,080	1,515	1,171	462	110	99	29	251	91	64	134	100	95	2	957	
緑区	2,570	882	359	310	209	50	37	47	54	259	42	11	53	2	255	
青葉区	3,112	976	662	198	55	34	31	205	65	72	70	12	76	2	654	
都筑区	2,521	453	571	267	115	66	27	91	37	188	67	4	22	9	604	
戸塚区	3,023	1,372	547	251	129	129	46	67	57	79	38	19	41	1	247	
栄区	943	346	221	96	15	68	8	38	26	8	21	1	4	2	89	
泉区	2,547	1,001	174	135	42	745	27	31	45	2	21	10	10	141	163	
瀬谷区	1,426	402	206	151	37	231	33	30	33	5	28	36	27	62	145	
川崎市	29,342	9,853	7,916	3,626	758	890	469	651	526	840	584	397	231	27	2,574	
相模原市	10,171	3,264	1,803	1,530	301	341	265	299	263	152	180	79	102	312	1,280	
横須賀市	4,546	725	926	1,219	186	80	297	411	104	15	53	85	74	14	357	
平塚市	4,095	667	415	676	728	199	185	56	97	18	39	16	39	246	714	
鎌倉市	1,183	221	324	69	11	14	9	134	35	15	25	14	13		299	
藤沢市	5,047	924	848	381	548	326	547	177	152	43	62	34	66	53	886	
小田原市	1,788	492	339	429	119	56	58	28	43	11	9	14	33	1	156	
茅ヶ崎市	1,395	336	294	215	78	32	14	87	32	9	33	12	31	6	216	
逗子市	413	43	124	41	2	7	2	71	13	13	9	6	2	1	79	
三浦市	205	47	42	35	11	3		22	6		3		12	2	22	
秦野市	3,020	487	199	150	529	377	413	34	61	22	31	1	16	91	609	
厚木市	5,369	993	486	551	401	915	670	58	131	207	69	7	23	94	764	
大和市	5,603	1,147	866	702	335	544	794	94	186	26	75	53	43	155	583	
伊勢原市	1,433	330	104	214	144	218	65	16	24	71	29	15	35	29	139	
海老名市	2,016	353	271	201	166	185	106	60	86	129	18	3	16	13	409	
座間市	2,330	527	322	373	148	160	123	94	61	30	24	10	29	18	411	
南足柄市	327	155	43	37	33	7	2	7	7		1			1	34	
綾瀬市	2,800	214	174	218	659	458	214	48	156	3	19	6	38	78	515	
葉山町	212	22	32	12	2	2	2	48	4	3	3	4	3		75	
寒川町	595	74	63	58	107	83	45	6	24	1	6		36	4	88	
大磯町	145	26	23	25	4			19	8		5		3	1	31	
二宮町	157	32	19	20	16	2	23	8	3	7	2	1	1		23	
中井町	225	18	7	103	40		37	2	6		1				11	
大井町	64	27	11	8	6		1	2	2		3				4	
松田町	62	12	13	13	6	3	1	3	1				1		9	
山北町	57	19	5	11	2	13		1	5						1	
開成町	95	20	12	20	24		6	3	3		1				6	
箱根町	168	38	39	20	19	3		7	1	5	9		3		22	
真鶴町	48	13	14	10	2			1	2			1			5	
湯河原町	285	36	86	55	7	1	58	7	5	4	2		1	2	21	
愛川町	2,099	165	40	242	471	36	714	7	96	8	1		16	77	226	
清川村	27	7		5	11	1		1	1						1	

かながわけんけんみんきょく けんみんぶこくさいかしら  
神奈川県民局 暮らし県民部国際課

ほんびょう けんないし く ちょうそん じゅうみんきほんだいちょう とうろく がいこくじんすう しゅうけいち  
本表は、県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人数の集計値です。

外国人登録者数の推移

年度	1985	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
県合計(人)	47,279 (100.0)	77,351 (163.6)	104,882 (221.8)	123,179 (260.5)	157,947 (334.1)	160,600 (339.7)	167,601 (354.5)	174,352 (368.8)	175,014 (370.2)	171,439 (362.6)	167,893 (355.1)	161,155 (340.9)	160,605 (339.7)
増減数 (人)(*1)		30,072	27,531	18,297	5,674	2,653	7,001	6,751	662	-3,575	-3,546		-550
増減率 (%)(*2)		63.6	35.6	17.4	3.7	1.7	4.4	4.0	0.4	-2.0	-2.1		-0.3

( )内は1985年度を100とした時の指数

(\*1)(\*2) 1985～2000年度は5年ごとの増減数および増減率、2005年度以降は前年度と比較した増減数および増減率

・なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度は1月1日現在のデータ

神奈川県国際課調べ

外国人登録者の国籍(出身地)数の推移

年度	1985	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
県合計	100	119	153	154	166	165	166	161	163	164	161	158	160
増減数		19	34	1	4	-1	1	-5	2	1	-3		2

・1985～2000年度は5年ごとの増減数および増減率、2005年度以降は前年度と比較した増減数および増減率

・なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度は1月1日現在のデータ

神奈川県国際課調べ

外国人登録者数の上位5国籍（出身地）の推移

	年度	1985	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
1位	国・地域	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国
	外国人数(人)	30,337	33,443	32,960	33,453	40,711	43,355	47,697	52,430	55,691	56,689	56,096	55,259	52,518
	構成比(%)	64.2	43.2	31.4	27.2	25.8	27.0	28.5	30.1	31.8	33.1	33.4	34.3	32.7
2位	国・地域	中国	中国	中国	中国	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮
	外国人数(人)	7,230	13,806	20,175	27,389	34,205	34,317	34,742	34,990	34,331	33,414	32,372	30,660	29,854
	構成比(%)	15.3	17.8	19.2	22.2	21.7	21.4	20.7	20.1	19.6	19.5	19.3	19.0	18.6
3位	国・地域	米国	ブラジル	ブラジル	ブラジル	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン
	外国人数(人)	2,943	8,143	14,471	12,565	17,643	18,247	18,802	19,191	19,081	18,249	18,426	17,696	17,911
	構成比(%)	6.2	10.5	13.8	10.2	11.2	11.4	11.2	11.0	10.9	10.6	11.0	11.0	11.2
4位	国・地域	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル
	外国人数(人)	968	4,040	7,648	12,040	14,630	13,743	13,756	13,925	12,780	11,410	10,257	9,002	8,304
	構成比(%)	2.0	5.2	7.3	9.8	9.3	8.6	8.2	8.0	7.3	6.7	6.1	5.6	5.2
5位	国・地域	英国	米国	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ベトナム
	外国人数(人)	710	4,035	6,110	6,920	8,842	8,661	8,783	8,741	8,341	7,823	7,459	6,762	7,124
	構成比(%)	1.5	5.2	5.8	5.6	5.6	5.4	5.2	5.0	4.8	4.6	4.4	4.2	4.4

・ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数

・ なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度は1月1日現在のデータ

神奈川県国際課調べ

## (2) 外国籍県民かながわ会議設置要綱

### (設置目的)

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。

- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

### (構成等)

第3条 外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から選任した委員20人以内で構成する。

- (1) 年齢満18歳以上である者。
  - (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
  - (3) 神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。
  - (4) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
  - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

### (委員長及び副委員長)

第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営等)

第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

- 2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

(委員の責務)

第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。

- 2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進体制)

第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

- 2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。
- 3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。
- 4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

(庶務)

第8条 外国籍県民会議の庶務は、県民局くらし県民部国際課において処理する。

(補則)



第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き住民基本台帳に登録されている者については、改正後の要綱第3条第1項第2号に規定する住民基本台帳に登録されている者とみなす。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(3) 外国籍県民かながわ会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づき、外国籍県民かながわ会議(以下「外国籍県民会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

(開催等)

第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

(使用言語)

第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行することができる。

(傍聴)

第4条 外国籍県民会議の傍聴に関する事項は「外国籍県民かながわ会議傍聴要領」において定める。

(部会)

第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。

3 部長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

(かながわ国際政策推進懇話会等との連携)

第6条 外国籍県民の運営に当たっては、必要に応じて一般の県民及び委員以外の外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努める。

2 外国籍県民会議の運営に当たっては、別に定めるかながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

(解任の申出)

第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解任を申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞任の意思を表明したとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(3) 転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第3条第1項の要件に該当しなくなったとき。

(4) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年11月21日から施行する。
- 2 平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「8回程度」とあるのは、「4回程度」とする。

附 則

この要領は、平成18年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(4) 外国籍県民かながわ会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議(以下「外国籍県民会議」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

- 第3条 一般の定員は、10人以内とする。
- 2 外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。
  - 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により

ぼうちょうにん けつてい  
傍聴人を決定する。

ぼうちょうせき にゆうじょう もの  
(傍聴席に入場することができない者)

だい じょう つぎ もの ぼうちょうせき にゆうじょう  
第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) けつてい ぼうちょうにんいがい もの  
決定した傍聴人以外の者

(2) しんぎ ぼうがい また たにん めいわく およ あき  
審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに  
みと められる者

ぼうちょうにん まも じこう  
(傍聴人の守るべき事項)

だい じょう ぼうちょうにん かいぎ ちつじょ みだ また しんぎ ぼうがい こうい  
第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為を  
してはならない。

しゃしん えいが どう さつえいおよ ろくおんどう きんし  
(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

だい じょう ぼうちょうにん かいじょう しゃしん えいが どう さつえい また  
第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又  
は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、こ  
の限りではない。

ちつじょ いじ  
(秩序の維持)

だい じょう いいんちょう かいぎ えんかつ うんえい はか ぼうちょうにん ひつよう しじ  
第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、  
又は事務局の職員に指示させることができる。

2 いいんちょう ぜんこう しじ また じむきょく しょくいん しじ  
委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわ  
らず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができ  
る。

じっしさいもく  
(実施細目)

だい じょう ようりょう さだ じこう いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ はか さだ  
第8条 この要領に定めのない事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定  
める。

ふ そく  
附 則

この要綱は、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成18年12月23日から施行する。

5 外国籍県民かながわ会議（第8期）委員名簿

（氏名の五十音順）

氏名	所在地	国籍等
あいざわ こういち 愛澤 孝一 ジョゼー ふくいんちょう （副委員長）	ふじさわし 藤沢市	ブラジル
あかまつ トウイ ズオン	みなみあしがらし 南足柄市	ベトナム
いわまつ ひさし 岩松 寿	あつぎし 厚木市	ペルー
おおしろ アンジ	よこはまし 横浜市	ペルー
おくら ノエミ	かわさきし 川崎市	フィリピン
おん ようけん 温 耀権 いいんちょう （委員長）	よこはまし 横浜市	ちゅうごく 中国
きの ひとし 紀 仁	よこはまし 横浜市	ベトナム
ころんつい かるる Koronczi Karol	かわさきし 川崎市	スロバキア
さい きんか 蔡 欣樺	よこはまし 横浜市	たいわん 台湾
しよん あてい 熊 亜丁 しゃがいせいかつぶがいちょう （社会生活部会長）	かわさきし 川崎市	ちゅうごく 中国
たかはし 高橋 メラニー ペソコ	よこはまし 横浜市	フィリピン
ちえ そんずん 崔 松順	よこはまし 横浜市	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮
チェ ヒョンギル	よこはまし 横浜市	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮
ちよう しこ 張 志宏	よこはまし 横浜市	ちゅうごく 中国
ちよん よんそん 鄭 榮誠	よこはまし 横浜市	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮
なかむら 中村 ノーマン ふくいんちょう きょういくぶん かがいちょう （副委員長、教育文化部会長）	かわさきし 川崎市	カナダ
ばく よんじゆん 朴 勇俊	よこはまし 横浜市	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮
ほりぐち たえか 堀口 妙香	ふじさわし 藤沢市	カンボジア
まる はいみ じゃみる Marhaimi Jamil	よこはまし 横浜市	マレーシア
ゆう だいたつ 俞 大达	よこはまし 横浜市	ちゅうごく 中国

任期：2012（平成24）年11月～2014（平成26）年10月

元難民の日本国籍取得者は、旧国籍を記載。

がいくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく  
外国籍県民かながわ会議（第8期）最終報告

あい へいわ たぶん かきょうせい じつげん  
愛と平和 多文化共生を実現するために

2014（平成26）年10月

がいくせきけんみん かいぎじむきょく かながわけんけんみんきょく けんみんぶこくさいか  
外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県県民局 ぐらし県民部国際課

ゆうびんばんごう  
郵便番号 231 - 8588

しよざいち かながわけんよこはましなかくにほんおおどり  
所在地 神奈川県横浜市中区日本大通 1

でんわ  
電話 045 - 210 - 3748

ファクシミリ 045 - 212 - 2753

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0215/>